

刑法典

第1編

総則

第1章

一般規定

第1条 刑法典の役割

刑法典の役割は、ラオス人民民主共和国の政治・経済・社会の体制、国家・人民の正当な権利・利益、人民の生命・健康・名誉・権利及び自由、国家の安全及び社会的秩序を保護し、犯罪に対抗そして予防し、並びに法を尊重するようすべての国民を教育することである。

この役割を履行するため、刑法典では、社会に対する危険を及ぼす特定の行為を犯罪と定め、加害者を刑の対象とする。

第2条 刑法典

刑法典は犯罪及び刑罰規定を定める法律を一つの法律に集約したものである。

第3条 用語説明

この刑法典で使用される用語は以下のとおり意味する：

1. **刑法**とはこの刑法典及び犯罪¹及び刑罰を定めるその他の法律を意味する；
2. **犯罪及び刑罰を定めるその他の法律**とはこの刑法典が施行された後に公布され、犯罪及び刑罰を定めるその他の法律を意味する；
3. **ラオス人民民主共和国の領域**とは世界地図に示されているラオス人民民主共和国の領域であり、地上、地下、領水、領空そして外国にあるラオス人民民主共和国の外交事業の事務所、領事館及び国際・地域機関にある永久的に設置される事務所を意味する。そして、ラオスが加盟している国際条約に基づき、ラオス国旗が貼り付けられている車両、例えば：車、船舶、大型船舶、飛行機を含む。
4. この刑法典の第2編、第1章から第11章に定められている**特定の者**とは個人及び法人が含まれる犯罪人（ブーカタムビット）を意味する。
5. この刑法典の第2編、第12章に定められている**特定の者**とは国家防衛隊に属し、任務を遂行している者、予

備隊として訓練中の者、徴兵制の兵隊として登録されている又は国家防衛隊に補助している国民、予備隊に属している者、自衛隊に属し、特定の任務に就任された者、特兵隊に属している者を意味する。

6. **法人**とは企業法に定められている企業を意味する。これは法律及び規則に基づいて適正に設立された国内外の協同組合（サハコーン）、協会（サマコム）及び財団（ムーンニティ）が含まれている。
7. **認識（サティ・サムパサンヤ）**とは特定の行為を行う際に認識することができ、正しいことや間違を分かっていることを意味する。
8. **性交（セーブソム）**とは男女又は同性者間で性器を（相手方の）性器又は体の他の部分を挿入した形で性行為を行うことを意味する。
9. **強姦**とは男性器を女性器に挿入する又は女性器を男性器に挿入する又は性器を（相手方の）体の別の部分に挿入することを意味する。
10. **不品行な物（シンラーモック）**とは人の性器及び性行為を表す物を意味する。
11. **外交特権（アピシット・ターンカーンテュート）**とはラオスが加盟している条約上、刑事事件手続きの免除を受けた外交官を保護する特権である。
12. **禁制品**とは売買、交換、生産、輸入又は輸出することを禁じられた商品又は国家の関係機関により規制管理される商品を意味する。
13. **魔術**とは現代科学が証明できない魔法、手品、トリックを意味する。
14. **違法流産**とは医者団に許認可を受けずに流産させることを意味する。
15. **禁制賭博**とは禁じられている賭博を意味する。
16. **脳障害者**とは脳の機能が喪失した者を意味する。
17. **重大な病気**とは治療して完治させることができない病気を意味する。
18. **人の肉細胞**とは遺伝子、細胞を意味する。これは精子、卵子、精子と卵子が結合した受精卵を含む。
19. **金融機関**とは商業銀行及びマイクロファイナンスやクレジットユニオン等といった銀行でない金融機関を意味する。
20. **敵兵財物**とは戦争中に敵側が使用していた物を意味する。

¹ 訳者注：正確には「刑事犯罪」

第4条 刑事責任の基準（プーンターンクアムハッピーソープ・ターン・アーヤー）

個人又は法人の刑事責任が問われ、刑罰を科されるのは、その個人又は法人がこの刑法典及び刑事責任及び刑罰を定めるその他法律における定めにより、社会にとって危険とみなされる行為及び裁判所によって確定判決が出された場合に限られる。

第5条 刑法の基本原則

刑法の基本原則は次の通りである：

1. 犯罪を犯したことにより刑事責任が発生する；
2. 刑事責任を負う者は犯罪を自ら犯した犯罪人（プーカタムピット）に限る；
3. 犯罪人の責任はその犯罪の性質²及び社会に対する危険性の程度、犯罪人の人格及び刑事責任の減輕又は加重事項によるものである。

第6条 犯罪の阻止（サカクカン）及び防止（ターン）責任

個人、法人及び組織は犯罪の発生原因及び発生環境を無くすことを目指し、犯罪の阻止及び防止に参加する及び捜査機関、検察院、人民裁判所及びその他関連機関に協力する義務がある。

第7条 刑法典の通則編の規定の適用

この刑法典の通則編の規定は他の法律で定められている犯罪にも適用³する。

第2章

刑法の領域的適用範囲

第8条 ラオス人民民主共和国の領域内における刑法の適用

刑法は、ラオス人民民主共和国の領域内において発生するすべての犯罪⁴に適用される。

ラオス人民民主共和国の領域内において犯罪を犯す個人、法人は、ラオス人民民主共和国の刑法典に基づいて責任を負わなければならない。

外交代表又は国際条約により与えられた外交官特権の恩恵を受ける個人が、ラオス人民民主共和国の領域内において犯罪を犯す場合、これらの事件はラオスが加盟している条約又は外交経路を通じて解決するものとする。

第9条 ラオス人民民主共和国の領域外での刑法の適用

ラオス人民民主共和国の領域外で犯罪を犯すラオス国民は、かかる犯罪について、それらがラオス人民民主共和国刑

法典及び犯罪及び刑罰を定めているその他の法律に定められる場合、刑事責任が科されるものとする。

ラオス人民民主共和国に居住する永住外国人及び無国籍者も、ラオス人民民主共和国の領域外で犯罪を犯す場合、刑事責任が科されるものとする。

外国人がラオス人民民主共和国の領域外で犯罪を犯し、それがラオス人民民主共和国、ラオス国民の正当な権利・利益に抵触する場合、刑事責任が科されるものとする。

第10条 刑法の[期間的]適用

刑法は、公布される日に効力を生じる。

刑の軽減を命じる新法又は旧法で定められた犯罪を除外する新法は、遡及効果を生じるものとする。

新たな犯罪を規定する新法又は先の法に定められた刑の加重を命じる新法は、遡及効果を生じないものとする。

第3章

犯罪及び犯罪人

第11条 犯罪

犯罪はこの刑法典及び犯罪及び刑罰を定めているその他法律の定めにより、ラオス人民民主共和国の政治・経済・社会の体制、国家利益、人民⁵（ポンラムアン）及び組織の正当な権利・利益、人民の生命・健康・名誉・権利・自由、国家の安全又は社会的秩序にとって危険とみなされるあらゆる行為及び逸脱行為⁶（カーンムエンスエーイ）である。

犯罪の構成要素を満たす行為又は逸脱行為であるが、財産的に100万キープ（Kip）未満の損害をもたらした場合、調停又はその他の紛争解決の方法で解決することができる。但し、奪取、強盗、累犯（カーンカタムピット・ボー・ケッラーブ）又常習犯を除く。

第12条 犯罪の構成要素⁷

犯罪の構成要素とは、刑法典が犯罪と定める行為の客観的特徴及び主観的特徴⁸をいう。

犯罪は、以下の4つの構成要素から成る：

1. 客体的要素（オンパコープ・ダーン・ワツテュカム）
2. 客観的要素（オンパコープ・ダーン・パーワッツァイサイ）
3. 主観的要素（オンパコープ・ダーン・アッタッツァイサイ）
4. 主体的要素⁹（オンパコープ・ダーン・ジャオカム）

犯罪の客体的要素とは、刑法典が保護する社会的関係であり、犯罪により抵触¹⁰されたものである。

² 訳者注：直訳すると「犯罪の特徴」だが、意味合いとしては犯罪の性質に近い。

³ 訳者注：「準用する」の意味に近い。

⁴ 訳者注：「犯罪」はラオス語の原稿では「カーンカタムピット・ターン・アーヤー」直訳すると、「刑事犯罪」。

⁵ 訳者注：「国民」

⁶ 訳者注：やるべきことをやらない。見て見ぬフリをするという意味。民法典には「懈怠」と訳している。

⁷ 訳者注：ROLプロジェクトでは「構成要件」と訳している。

⁸ 訳者注：直訳は「シンボル」。

⁹ 訳者注：「行為的要素」

¹⁰ 訳者注：「侵害」

犯罪の客観的要素とは、刑法典が保護する社会的関係に対して侵害した又は侵害しようとする行為の外観的特徴（クアンマーイ）である。これは犯罪の日時、場所、車両、道具、状況及び方法を含む。

犯罪の主観的要素とは、その犯罪を構成する行動を通じて外面的に表われる、その犯罪人の自らの犯罪行為についての態度及び心理状態の特徴をいう。

犯罪の主体的要素とは、犯罪人であり、認識能力のある法人又は個人であること、心神喪失者でない者そして刑事責任能力の年齢である15歳以上の者でなければならない。

第13条 犯罪の種類

犯罪は、3つの類型に分類される：

1. 軽犯罪（ラフ・トート）とは、法律が公的批判又は罰金刑を科す犯罪である。
2. 中犯罪（トーサヌトート）とは、法律が自由剥奪をしない矯正又は3カ月から10年の拘禁及び罰金刑を科す犯罪である。
3. 重犯罪（カルツ・トート）とは、法律が5年の拘禁から終身拘禁プラス罰金そして死刑を科す犯罪である。

第14条 意図的犯罪¹¹

意図的犯罪（カークタムピット・ドイ・ジェットナー）とは、犯罪人の自発的行為 又は自発的逸脱行為であって、社会にとってのそれらの危険性及びそれらの結末を十分に知った上で、意図的に行う又はそれを放置して発生させたことである。

第15条 過失犯罪

過失犯罪（カークタムピット・ドアイ・クアム・ポーラマツラワン）とは、犯罪人の行為又は逸脱行為であって、それらが社会にとって危険である可能性を十分に知った上で軽視し、そしてそのような結末が生じないと犯罪人自身が確信又はその結末について予測可能だが、それらの結末について予測していなかったこと。

第16条 複数の類型に係る犯罪

複数の類型に係る犯罪とは、個人が犯す一つ又は複数の違反行為により、かかる行為が2つ以上の犯罪に分類でき、刑法上の複数条項に違反したものである。そして同時に及び同一の裁判で判決が下される。

第17条 再犯罪¹²（カークタムピット・サム）

再犯罪とは同一行為又は類似行為により二つ以上の犯罪に形成されるものであり、これらの犯罪がまだ判決されておらず、そして同時に及び同一の裁判で判決が下される。

第18条 重複犯罪（カークタムピット・ゾーン）

重複犯罪とは、異なる行為により、二つ以上の犯罪が形成されるものであり、これらの犯罪がまだ判決されておらず、そして同時に及び同一の裁判で判決が下される。

第19条 組織的犯罪

組織的犯罪とは中犯罪（トーサヌトート）以上の犯罪を犯すために、3人以上の者からなる集団が特定な期間内で計画的に実行した犯罪である。

第20条 常習犯

常習犯とは、3回以上で同一又は類似した類型の犯罪を犯し、かかる犯罪について裁判所がまだ審理していないものをいう。

第21条 累犯

累犯とは、前の意図的犯罪により自由剥奪刑の判決が下された者が刑の服役期間中又は以下の期間内で新たに同一又は類似した類型の犯罪を意図的に犯したことである：

1. 軽犯罪（ラフトート）は1年以内；
2. 中犯罪（トーサヌトート）は5年以内；
3. 重犯罪（カルツトート）は7年以内。

第22条 犯罪の予備

犯罪の予備とは、意図的犯罪を犯すための車両、道具、条件¹³又はその他の要因を準備することをいう。

犯罪を犯すためのかかる予備は、刑法の定めにより、社会にとって危険とみなされる場合に限り、刑が科されるものとする。

中犯罪（トーサヌトート）又は重犯罪（カルツトート）の犯罪の予備について当該犯罪の刑罰条項に従って刑が科されるものとする。

軽犯罪（ラフトート）の犯罪の予備は処罰されない。

第23条 犯罪の未遂

犯罪の未遂とは、犯罪の意図的行動が取られたが、外的要因に妨害されたため、その行為が成功しなかった場合をいう。

犯罪の未遂は、刑法の定めにより社会にとって危険とみなされる場合に限り、刑が科されるものとする。

犯罪の未遂は、それぞれの犯罪について刑罰を定める条項に従い、刑が科されるものとする。

軽犯罪の未遂は処罰されない。

第24条 犯罪の自発的放棄

犯罪の予備又は未遂の期間中に自発的に放棄し、その犯罪を完遂するまで犯行を継続しない個人には、刑事責任が問

¹¹ 訳者注：「故意」

¹² 訳者注：適切な用語を見つからずため、この用語を使用した。

¹³ 訳者中：「環境を整える」

われない。但し、その行為自体が別の犯行として成立した場合を除く。

第25条 犯罪人（ブーカダムピット）

犯罪人とは、この刑法典が定める規定により、社会に危険をもたらすような行為又は逸脱行為を犯し、犯罪構成要素を満たしている特定の個人又は法人である。

第26条 犯罪への参加

犯罪への参加とは、2名以上の者による犯罪への意図的参加をいう。

犯罪への参加人とは以下の者である：

1. 立案者（トアカーン）；
2. 実行者（ブーパティバット）；
3. 教唆者（ブーユッヨン）；
4. 共犯者（ブーソムフーフアムキット）

第27条 立案者

立案者とは、その犯行を計画、組織し、指示を与える者である。

第28条 実行者

実行者とは、その犯罪を直接犯す者である。

第29条 教唆者

教唆者とは、他者を説得して犯行を行なわせる者である。

第30条 共犯者

共犯者とは、その犯罪に意図的に力を貸す者、又はその犯罪の犯罪人、車両、道具を隠蔽すること、犯罪の形跡を消し去ること、若しくは犯罪からの収益を隠匿することに予め、同意した者である。

第4章

刑事の公訴時効

及び

刑事上の責任からの除外につながる事由

第31条 刑事の公訴時効

刑事の公訴時効とは、刑法典に定められている刑事の公訴期間であり、当該期間が過ぎた場合、かかる犯罪に対する公訴はできなくなる。

刑事の公訴時効は次の通りである：

1. 軽犯罪（ラフトート）について1年以内；
2. 中犯罪（トーサヌトート）について7年以内；

3. 重犯罪（カルットート）について15年以内。

刑事の公訴時効は犯罪行為がなされた日から起算する。前の犯罪の時効期間内に、新たな犯罪を犯した場合、刑事の公訴時効はその最新の犯罪行為がなされた日から起算とする。事件手続きから逃走した場合、その犯罪人が出頭又は逮捕された日から起算する。

第32条 刑事の公訴時効の適用外

この法典の第31条に定められている刑事の公訴時効は民族の集団虐殺（ジェノサイド）及びこの法典の第2編第1章に定めている国家の安全に反する犯罪に適用しない。但し、紙幣の偽造又は偽造紙幣の使用及び資金洗浄（マネーランドリング）犯罪を除く。

第33条 刑事上の責任からの除外につながる事由

刑事上の責任からの除外につながる事由は、以下のとおりである。

1. 公訴期間の満了¹⁴；
2. 威力及び脅威；
3. 正当防衛¹⁵；
4. 緊急状態；
5. 職務上の義務の履行；
6. 命令の実行；
7. スポーツ競技；
8. 損害を被った当事者が告訴しなければならない犯罪¹⁶

第34条 刑事の公訴期間の終了

刑事の公訴期間の終了とは、この法典の第31条に定められている公訴可能期間の終了である。

刑事の公訴期間の終了は刑事責任の消滅事由である。

第35条 威力及び脅威

個人が回避できない状況で威力又は脅威により犯罪を犯した場合、刑事責任が科されない。

その犯行が重犯罪（カルットート）の場合、威力又は脅威されたことは刑事責任の減輕事由に過ぎない。

第36条 正当防衛

正当防衛とは、社会にとって危険な攻撃的行為から、国家若しくは社会の利益、自己若しくは他人の生命、健康、正当な権利・利益を守るために個人が取る行為をいう。但し、かかる攻撃的行為は、真に存在しかつ危険なものでなければならない。正当防衛行為は、その攻撃的行為と同時でありかつ均衡のとれたものでなければならない¹⁷。

第37条 緊急状態

¹⁴ 訳者注：時効の成立

¹⁵ 訳者注：直訳すると「自己防衛」

¹⁶ 訳者注：親告罪

¹⁷ 訳者注：2005年版には第2項として「正当防衛行為は、犯罪とみなさない」が存在したが、この刑法典にはこの条文から削除されている。

刑罰

緊急状態とは、国家若しくは社会の利益、自己若しくは他人の生命、健康、正当な権利・利益を脅かす脅威を回避するために、個人が止むを得ずに行う行為であって、その脅威が他の方法で回避することができず、かつ自分によって引き起こされるものではない場合である。但し、当該行為によって生じた損害が脅威から生じた損害より小さなければならない。

第38条 職務上の義務の履行

職務上の義務の履行は、以下の基準を満たす場合、刑事上の責任の除外につながる事由とみなされるものとする。

1. その行為が、行為者の権利及び義務の範囲内であること。
2. その行為が、専門技術及び法令に適合していること。

第39条 命令の実行

命令の実行は、以下の要件を満たす場合、刑事上の責任の除外につながる事由とみなされるものとする。

1. その命令を出す権利及び任務を有する者からの命令でなければならない；
2. その命令が、適法でなければならない；
3. その命令を実行する者が、当該命令を実行する権利及び任務を有する者でなければならない；
4. その命令を実行する者が、その命令の範囲内かつ法令に適して実行しなければならない；

第40条 スポーツ競技

スポーツ競技が刑事上の責任の除外につながる事由とみなされるには、そのスポーツの規則の範囲内で行なわれなければならない。

第41条 損害を被った当事者が告訴しなければならない犯罪（親告罪）

社会にとって危険ではない犯罪であって、損害を被った当事者が告訴しないものは、いかなる刑事訴訟手続も起こすことはできない。

社会にとって危険ではない犯罪であって損害を被った当事者による告訴が必要な犯罪は以下の通りである：

1. 近親者間の暴力行為で重傷若しくは身体障害のないもの。但し、女性及び子供、60歳以上の高齢者又は身体障害者若しくは常習犯又は累犯を除く。
2. 悪口、中傷、侮辱、遺体若しくは死者の評判への誹謗；
3. 姦通行為（ミッサジャー）；
4. 近親者の固有財産権に対する侵害；
5. 住所及びプライバシーの侵害。

損害を被った当事者による告訴の取下げは、刑事訴訟手続の終了事由になる。

第42条 刑罰

刑罰は刑法に定められている国家の強制措置であり、犯罪人の権利及び利益の制限、剥奪するために使用される。

第43条 刑罰の目的

刑罰の目的は、犯罪人に刑を科すだけではなく、刑を科される犯罪人が、労働に対する純粋な精神を身に付け、法を正しくかつ厳密に遵守し、社会生活の規律を尊重するよう再教育し、並びに刑を科される犯罪人及び他の個人の側の常習を避けることにある。

刑の目的は、身体的苦痛をもたらす又は人間の尊厳を侮辱することではない。

第44条 刑の種類

刑罰は主刑、付加刑及び選択刑からなる。

主刑は以下の通りである：

1. 公的批判；
2. 罰金刑；
3. 自由の剥奪のない再教育；
4. 国外追放；
5. 有期自由剥奪刑；
6. 終身の自由剥奪刑；
7. 死刑；

付加刑は以下の通りである：

1. 主刑でない場合の罰金；
2. 財産の没収；
3. 物品の没収；
4. 投票権及び被選挙権の停止；
5. 自宅軟禁；
6. 主刑でない場合の国外追放；
7. 原状回復；
8. ライセンスの取下；
9. 特定の職務又は職業の就任禁止又はバッチ取下若しくは名誉の取消の刑。

中犯罪（トーサヌート）について裁判所は主刑の代わりに2つの付加刑を科することができる。

選択刑は以下の通りである：

1. 公共のための労働提供；
2. 行動範囲の制限。

裁判所は主刑又は付加刑のいずれ又は両方の代わりに選択刑を科することができる。

第45条 公的批判

公的批判とは、法廷においてその犯罪人を批判することをいう。必要な場合、裁判所の判決を新聞又はその他の方法で公表する場合がある。

第46条 罰金刑

罰金刑とは金銭的な刑罰であり、裁判所が法律規定に従って各場合にに応じて量刑することになる。罰金の金額について裁判所はその犯罪の社会に対する危険性の程度、犯罪人の財政状況、各時期の物価基準に基づいて判断する。罰金刑から納めた金銭は国家予算に納入する。

罰金は一括又は裁判所の判決で定めている期間内で分割払いすることができる。犯罪人がその期間に支払能力がない場合、裁判所は罰金刑の代わりに公共のための労働提供又は自由を剥奪しない再教育刑を科することができる。犯罪人が裁判所判決に従って罰金を支払うことができない場合、自由剥奪刑の服役終了後、裁判所は当該罰金刑の代わりに公共のための労働提供又は自由を剥奪しない再教育を科することができる。

法定刑 3 年以上の自由剥奪刑の犯罪を犯した場合、罰金刑を自由剥奪刑にしてはならない。そして、自由剥奪刑を罰金刑にしてはならない。

法定刑が累犯又は常習犯を除いて 3 年以下の自由剥奪刑を定めた経済及び金融分野の犯罪について罰金刑を主刑として科することができるが、犯罪人がその罰金刑を履行することが不可能な場合、裁判所はその代わりに自由剥奪刑を科す。なお、1 日の自由剥奪刑は労働者の 1 日当たりの最低賃金に相当する。

第47条 自由の剥奪のない再教育

自由の剥奪のない再教育は、その犯罪人に対し、その勤務場所又はその他の場所で科される刑であり、その犯罪人の給与総額の 5~20%が、裁判所の審決に基づき国家へ送金される。

自由の剥奪のない再教育の刑罰は、1 年を越えてはならない。

第48条 国外追放

国外追放とは外国人の犯罪人に対して科し、ラオス人民民主共和国の領土から 10 年以上、追放する刑である。裁判所は場合に応じて追放刑を主刑又は付加刑として科することができる。この国外追放刑は多大な損害をもたらした中犯罪及び重犯罪に対して科すものである。

第49条 有期自由剥奪刑

有期事由剥奪刑とは、3 ヶ月から 20 年間の有期自由剥奪刑であり、かかる判決を受けた者が拘置所（カーイクムカン）にて服役する。

第50条 終身の自由剥奪刑

終身の自由剥奪刑とは、期間が定められない自由剥奪刑であり、特に重大な犯罪だが、死刑まではない程度の犯罪を犯した者に科すものである。

1 8 歳未満及び犯罪を犯したときに妊婦だった犯罪人に対し終身の自由剥奪刑を科してはならない。代りに 20 年の自由剥奪刑を科すこととする。

第51条 死刑

死刑は、この刑法典及び犯罪及び刑罰を定めている法律の規定により、特に重大な犯罪を犯した犯罪人に科される特別の強制措置である。

死刑は、銃殺で行なわれる。

犯罪を犯した当時又は判決当時又は刑の服役当時に 18 歳未満、妊婦、3 歳未満の子どもを扶養する母親、60 歳以上の高齢者及び脳障害者に対して死刑を科すことができない。

その代りに終身刑を科すこととする。

第52条 財産の没収

財産の没収とは、犯罪に使用しない又は犯罪から取得しない犯罪人の財産の一部又は全部を、国家が一切の補償なしで没収することをいう。刑法に定められる重大な犯罪にのみ科すことができる。

犯罪人の全財産の没収が科される場合、その犯罪人と家族の生活に必要な財産については除外しなければならない。例えば判決を受けた者及びその家族が常に住んでいる家、農業又は家畜を職業とする者についてはその家畜動物、判決を受けた者及び判決を受けた者の管理・養育下の者が通常に使用している物品等。財産の一部を没収する決定がなされた場合、裁判所は没収の対象物を明確に定めなければならない。

国家所有財産は没収してはならないが、関係当局へ返却するものとする。

第53条 物品の没収

物品の没収とは、犯罪に使用した又は犯罪に使用する若しくは意図的に行った犯罪により取得した物品を国家が没収することをいう。

犯罪に関連する物品の没収は中犯罪と重犯罪に適用できる。

犯罪に使用された他人の所有物品は、それらを貸した所有者が悪意である場合、又は社会の安全のため没収が必要とみなされる場合、国家が没収するものとする。

国家所有物品は、没収してはならないが、関係当局へ返却するものとする。

第54条 投票権及び被選挙権の停止

投票権及び被選挙権の停止刑は重犯罪（カルットート）を犯した犯罪人の投票権及び被選挙権を剥奪する刑である。

犯罪人に科する投票権及び被選挙権の停止の刑罰は服役終了日又は判決執行の有効期間の終了後の 5 年を超えてはならない。

第55条 自宅軟禁

自宅軟禁とは、裁判所判決により、受刑犯罪人に特定の場所からの外出禁止又は特定の場所への立入禁止することである。

犯罪人に科す自宅軟禁は、その服役を終了した日から5年を越えてはならない。

自宅軟禁の刑は、その犯罪がなされた時点で、18歳未満の犯罪人及び妊娠女性又は8歳未満の児童の世話をしている女性に科してはならない。

自宅軟禁は、この法律の特別規定¹⁸で定義する。

第56条 原状回復

原状回復は犯罪人に対し、森林、水源、悪臭、大気の復興等といった環境の復興若しくは改善又は破壊された物を原状回復させる刑罰である。

第57条 ライセンスの取下

ライセンス取下とは犯罪人のライセンスを取ることである。例えば：運転ライセンス、投資ライセンス、営業ライセンス、天然資源発掘のライセンス又はその他のライセンス等。

運転ライセンスの取下について裁判所は犯罪人が3回以上交通法違反し、交通事故を招いた又は多大な損害をもたらした場合に、運転ライセンスの取下を命じる。

第58条 特定の職務又は職業の就任禁止又はバッチ取下若しくは名誉の取消

特定の職務又は職業の就任禁止又はバッチ取下若しくは名誉の取消の刑とは、犯罪人に特定の職務又は職業の就任禁止又はバッチ取下若しくはその犯罪人の名誉の取消することである。

第59条 公共のための労働提供

公共のための労働提供の刑とは、公共のために特定の労働力を提供することであり、裁判所が法定刑3年以下の自由剥奪の中犯罪（トーサヌトート）を犯した犯罪人に科するものである。この公共のための労働提供には無償で行ってもらうが、人間の尊厳を違反する又は侮辱する業務であってはならない。

犯罪人に科す公共のための労働提供の刑には6時間以上そして750時間以下でなければならない。

公共のための労働提供を科刑する際、裁判所は刑罰の目的、犯罪の種類、犯罪人の人格や本人の同意性を考慮しなければならない。裁判所は罰金刑又は3年以下の自由剥奪刑のいずれか又は両方の代わりに公共のための労働提供を科することができる。

犯罪人が裁判所の判決に従って公共のための労働提供を履行しない場合、裁判所はこの刑の代わりに8時間を1日の自由剥奪刑の計算で¹⁹有期自由剥奪刑に科すとなる。

第60条 行動範囲の制限

行動範囲の制限とは、裁判所が判決受刑者に判決に定める特定の場所又は特定の区域からの外出禁止を命じることである。なお、必要な場合には裁判所の許可が必要となる。

犯罪人に科す行動範囲の制限は最長6カ月を超えてはならない。

行動範囲の制限は選択刑の一つであり、裁判所が罰金刑又は法定刑3年未満の自由剥奪刑の代わりに科すことができる。但し、犯罪の特徴及び犯罪人の人格によって累犯又は常習犯を除く。

第6章

量刑

第61条 量刑の一般原則

裁判所は、犯罪に対し、その犯罪の法定刑の範囲内で量刑する。

量刑において、裁判所は、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、犯罪人の人格及び刑事責任の減輕又は加重事由に基いて行わなければならない。

第62条 犯罪の危険性

犯罪の危険性とは、犯罪の種類と執行方法をいう。

犯罪の種類は、この法典の第13条に定められている軽犯罪（ラフトート）、中犯罪（トーサヌトート）、重犯罪（カルットート）の犯罪種類のことである。

犯罪の執行方法は犯行を犯した際に使用した方法である。例えば：被害者の拷問、被害者の悪質な公表、公にとって危険な方法等。

第63条 犯罪の危険レベル

犯罪の危険レベルは、その意図的又は過失犯罪により生じた結果である、生命、健康、尊厳、財産の喪失によって決まる。

財産の喪失には、以下の3つのレベルがある。

1. 低レベル又は小損害は、2,000万キープ以下；
2. 中レベル又は大損害は、2,000万から5,000万キープまで；
3. 高レベル又は多大損害は、5,000万キープを超えるもの。

第64条 刑事責任の減輕につながる事由

刑事責任の減輕につながる事由は以下である。

1. 犯罪人が18歳未満又は60歳以上の者；
2. 犯罪人が妊娠状態又は3歳以下の児童の母である者；

¹⁸ 訳者注：各論編

3. 過剰防衛¹⁹；
4. 被害者の違法行為がもたらした強い精神的打撃を受け、抑制できない状態によってなされた犯罪；
5. 必要以上に行った行為²⁰；
6. 威力又は脅威によって犯した重犯罪；
7. 犯罪人が、自らが犯した犯罪の損害を防止かつ解決した又はその損害に対して誠実に賠償したこと；
8. 犯罪人自身又はその家族の著しく困難な状態によりなされた犯罪
9. 犯罪人が、自責の念を表して警察当局へ出頭し、自分及び他人の犯行について自首そして公表したこと；
10. 初回の犯罪であること、但しその犯罪が社会にとって深刻な危険を生じない場合；
11. 犯罪人に、国民に対する功績がある場合。

量刑において、裁判所は、本条に記載のない他の刑事責任の減輕事由の要因を考慮に入れることができる。

第65条 刑事責任の加重につながる事由

刑事責任の加重につながる事由は以下である。

1. 以前に犯罪を犯した者の再犯；
2. 組織的集団によりなされた犯罪；
3. 強欲のためなされた犯罪；
4. 国家所有に対する犯罪；
5. 国家公務員及び国家の職員によりなされた犯罪；
6. 18歳未満の者、高齢者、自己防衛のできない者、物的又はその他の面で犯罪人に従属した者、犯罪人の管理下に対する犯罪；
7. 18歳未満の者に対する犯行の伝授又は犯罪参加を先導すること；
8. 被害者に対する残酷又は非道的に被害者を公表した犯罪；
9. 深刻な結末を伴う犯罪；
10. 大災害中になされた犯罪；
11. 公衆にとって危険な方法でなされた犯罪；
12. 酩酊又は薬物乱用状態でなされた犯罪。その犯行の性質に基づき、裁判所は、刑事責任を加重するか否かを決定する絶対的権利を有する。
13. 無実の者に対し、意図的な罪の押付けた供述；
14. 他の犯罪の隠匿又は逃亡のために暴力を使用して犯行を犯した犯罪人。

第66条 複数の類型に係る犯罪の量刑

同一の行為が、複数の類型に係る犯罪となる場合の量刑は、法律が最も重い刑を定める条文を適用する。

複数の条項に係る複数の犯罪についての量刑は、各犯罪に個別に量刑した後、それらを加算することになるが、量刑する刑罰が中犯罪について最長は10年までそして重犯罪につい

ては最長20年までとする。複数の犯罪により中犯罪及び重犯罪の複数の条項に違反した場合、重犯罪を主刑とする。

終身自由剥奪刑又は死刑の重犯罪についてその関係する特定な規定の条項に従って量刑をする。

法定刑が同等の刑を定める場合の複数犯罪により複数条項に違反した場合の量刑に ついて各犯罪に個別に量刑した後、合算することになる。但し、量刑した刑罰が関係条項で定めている最も重い刑を超えてはならない。

裁判所により判決が下された又は判決が確定された又は犯罪人が一部又は全部の刑罰を服役した場合で犯罪人が量刑する以前に犯罪を犯したことが発見した場合、上の項に定めている方法に従って行うとする。

罰金刑について各犯罪毎に量刑し、上記で定めている方法で合算する又は他の種類の 犯罪に加算してはならない。

第67条 再犯罪及び重複犯罪の量刑

再犯罪及び重複犯罪に対する量刑について、この法典の第66条で定めている複数の 類型にかかる犯罪の規定と同様に行うとする。

第68条 累犯の量刑

中犯罪又は複数類型にかかる犯罪場合の累犯の量刑について、裁判所が通常の犯罪人に科すべき刑を当該犯罪の刑罰の半分に加算することとする。

重犯罪の累犯の量刑について、これはこの刑法典の第65条に定めている刑事責任の 加重事由の一つの要件である。

判決が確定した又は刑の服役期間中に判決受刑者が新たに犯罪を犯した場合、裁判所は服役していない部分の刑を加算する。

第69条 犯罪の予備の量刑

犯罪の予備への量刑について、犯罪の社会に対する危険性、実行の順序、犯罪人の故意及び犯罪が完成しない原因に基づいて行うとする。

犯罪の予備への量刑において、裁判所は法定刑より軽度の量刑を行うことができる。

第70条 犯罪の未遂の量刑

犯罪の未遂への量刑について、犯罪の社会に対する危険性、実行の順序、犯罪人の故意及び犯罪が完成しない原因に基づいて行うとする。

犯罪の未遂への量刑において、裁判所は法定刑より軽度の量刑を行うことができる。

第71条 立案者への量刑

裁判所は立案者である犯罪人に対し、個別犯罪規定に定められる条項に従って量刑する。

¹⁹ 訳者注：原稿のラオス語では「過剰防衛」を記載している。これが本当に刑事責任の減輕になるかを検討する必要があるではないか。

²⁰ 訳者注：要検討

立案者に対する量刑は、他の共犯者への刑罰より重く科することができる。これは犯罪の性質及び社会に対する危険度、立案者の人格及び刑事責任の減輕又は加重事由に基づいて行うとする。

第72条 実行者（ブーパティバット）への量刑

裁判所は、犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、実行者の人格及び刑事責任の減輕又は加重事由に基づき、立案者と同様に量刑することができる。

第73条 教唆者（ブーユッヨン）への量刑

裁判所は、教唆行為の程度及び性質に基づき、教唆者に対し、その他の共犯者と同様又は法定より軽度な量刑をすることができる。

法定刑が終身自由剥奪刑又は死刑を定めている犯罪における教唆行為について、裁判所は15年から20年の自由剥奪刑に減輕することができる。

第74条 共犯者（ブーソムフーフアムキット）への量刑

裁判所は、共犯行為の程度及び性質に基づき、共犯者に対し、その他の共犯者と同様又は法定より軽度な量刑をすることができる。

法定刑が終身自由剥奪刑又は死刑を定めている犯罪における共犯行為について、裁判所は15年から20年の自由剥奪刑に減輕することができる。

第75条 刑事責任の減輕につながる事由の犯罪への量刑

刑事責任の減輕につながる事由の犯罪への量刑において、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、実行の程度及び故意²¹（ジェータナー）、犯罪人の履歴、人格に基づいて行うとする。

刑事責任の減輕につながる事由の犯罪への量刑について、裁判所は法定刑より減輕して量刑することができる。

第76条 刑事責任の加重につながる事由の犯罪への量刑

刑事責任の加重につながる事由の犯罪への量刑において、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、実行の程度及び故意（ジェータナー）、犯罪人の履歴、人格に基づいて行うとする。

刑事責任の加重につながる事由の犯罪への量刑について、関係条項の範囲以上に量刑をすることができない。

第77条 刑事責任の減輕又は加重につながる事由の犯罪への量刑²²

刑事責任の減輕又は加重につながる事由の犯罪への量刑について、その犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、

実行の程度及び故意（ジェータナー）、犯罪人の履歴、人格に基づいて行うとする。

第78条 法定刑より減輕した量刑

法定刑より減輕した量刑は、特定犯罪において法定刑の範囲より、減輕して量刑²³をすることである。但し、この法典に定められる第73条2項、74条2項、86条5項を除く。

法定刑より減輕した量刑において、裁判所は、犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、犯罪人の人格及び刑事責任の減輕につながる事由に基づいて行わなければならない。

特定の犯罪に対し、法定刑より減輕した量刑する場合、当該犯罪の法定刑の下限の半分を下回ることができない。

犯罪人が社会又は他人を守るために犯罪を犯した特段の場合において、裁判所は当該犯罪の刑法に定めている刑の下限を下回って量刑することができる。

一つ又は複数の行為により、複数条文又は同一条文の複数項に違反した場合、法定刑より減輕した量刑は、最も重刑を定める条文又は項の下限の半分を下回ってはならない。

第79条 執行猶予

主刑としての、有期の自由剥奪、自由の剥奪のない再教育、又は罰金の執行猶予は、かかる刑罰の執行を5年間停止することをいう。その期間中に、判決を受けた犯罪人が故意（ジェータナー）により新たに犯罪を犯さなかった場合、その執行猶予の対象刑罰は取り消されるものとする。但し、犯罪人が故意で二度目の犯罪を犯し、裁判所の判決により、主刑として有期の自由剥奪、自由の剥奪のない再教育又は罰金刑を受けた場合、判決が確定した後、同人は執行猶予分と新たな刑罰を合わせて服役することになる。

刑罰の執行猶予は、全部又は部分的に行なうことができる。

累犯（ブーカタムピット・ポー・ケッラーブ）、3年以上の自由剥奪を宣告された犯罪人又は重犯罪（カルットート）で判決を受けた者は、刑罰の執行猶予を受けることができない。但し、犯罪人が社会又は他人を守るために犯罪を犯した場合、例えそれが重犯罪としても、特段事項として裁判所は執行猶予を言い渡すことができる。

第80条 刑罰執行における仮勾留の算入

仮勾留期間の全部を自由の剥奪又は自由の剥奪のない再教育の制裁を計算しなければならない。

仮勾留の1日は、自由の剥奪の1日又は自由の剥奪のない再教育3日に相当する。

第81条 犯罪人を再教育のため行政当局又は社会組織へ送ることによる刑の適用除外

²¹ 訳者注：Intention

²² 訳者注：この75条から77条まで（特に77条）について立法技術の観点から考えると、存在の意義が疑問に感じる。

²³ 訳者：法定刑より軽く量刑すること。

重犯罪において、その犯罪人の人格が社会に対する脅威を呈していないと判断される場合、裁判所はその犯罪人を再教育のため行政当局、他の国家機関、民衆組織、社会組織又は宗教団体組織へ送ることができる。

第7章 裁判所の措置

第82条 精神障害の犯罪人に対する裁判所の措置

精神障害の状態を有していたが裁判所の判決を下す前若しくは服役中に、精神障害者になった犯罪人について、裁判所は精神病院又は特定の医療センターへ送致することができる。

犯罪人が治療を受け、完治した後、公訴又は判決執行に関する時効がまだ成立していない場合、同人を事件手続き又は服役に服さなければならない。

治療期間は、刑の執行期間の計算に算入するものとする。

第83条 アルコール、薬物又はその他中毒物の中毒の犯罪人に対する裁判所の措置

自由の剥奪を宣告されていないアルコール、薬物又はその他中毒物の中毒の犯罪人について、裁判所は病院又は特別治療センターに送致して治療の措置をとることができる。

裁判所により自由の剥奪を宣告された場合、裁判所は、当該犯罪人が服役中に治療の措置をとらなければならない。そしてその刑の服役完了後にその治療がまだ完了していない場合、裁判所は、継続して治療措置を行うことができる。なお、アルコール中毒又は薬物中毒治療専用の病院又は再教育及び治療のため行政当局、他の国家機関、民衆組織又は関係する社会組織へ送ることができる。

治療後、公訴又は判決執行に関する時効がまだ成立していない場合、同人を事件手続き又は服役に服さなければならない。

治療期間は、刑の執行期間の計算に算入するものとする。

第8章 犯罪少年

第84条 犯罪少年

犯罪少年とは、15歳以上18歳未満の者が、法定刑が3年以上の自由剥奪刑又は少年の自白のない又は当事者が調停を拒否した場合の3年以下の自由剥奪刑；累犯及び常習犯といった社会にとって危険な行為を行つた又は逸脱行為をなしたものをいう。

第85条 犯罪少年の問題解決の原則

犯罪少年の問題解決は次の通りに行うとする：

1. 犯罪少年の問題解決は少年への教育、援助、失敗の改善、社会が必要とする良き市民になるための自己開発を行うこと；
2. 犯罪少年に対する捜査、起訴及び裁判が行われる度に、犯罪の社会に対する危険性、犯罪の原因及び要件について示さなければならない；
3. 犯罪少年が、軽度な犯罪行為、発生損害が軽度、刑事責任の減輕につながる事由がある及び保護者又は組織が監督及び教育を引き受けた場合において、刑事責任から免除されることがある；

判決を行う際に、裁判所が、犯罪少年に対し刑罰を処する必要ないと判断した場合、この法典の第87条に定められる何の措置を適用することができる。

第86条 犯罪少年への量刑

犯罪少年への量刑において裁判所は、犯罪の性質及び社会に対する危険性の程度、少年の人格、影響、環境、動機及び刑事責任の減輕又は加重につながる事由に基づいて行わなければならない。

犯罪少年に対する自由剥奪刑処分は最後の措置として重大な犯罪かつ可能な限りで最短で行わなければならない。

犯罪少年に対して自由剥奪刑を処分する必要な場合、裁判所は、当該犯罪で18歳以上の者に科すべき刑の半分で科すことができる又は法定刑より軽度の量刑をすることができる。

犯罪少年には終身の自由剥奪刑及び死刑を科してはならない。

犯罪少年が法定刑では無期懲役刑の犯罪を犯した場合、10年間の自由剥奪刑に減輕して科すこと。死刑については20年間の自由剥奪刑に減輕して科すこと。

第87条 少年（デック）への適用措置

15歳未満の少年が社会に対する危険行為を犯した場合について、次の措置を適用する：

1. 少年（デック）が自ら犯した行為について理解するように教育する；
2. 少年を適切な方法で被害者に謝罪させる；
3. 民事賠償させるが、両親又は保護者に負担させる；
4. 両親、保護者又は関係機関に注意、教育及び緊密に監査させる；
5. 少年を定められた期日・時間に関係機関のところに出席させる；
6. 労働提供等といった他の措置を使う。

15歳以上18歳以下の少年が法定刑で3年以下の自由剥奪刑の軽犯罪及び中犯罪を犯した場合について、上記の措置を適用することができる。

第9章

法人による犯罪（カーンカタムピット²⁴）**第88条 法人による犯罪**

法人による犯罪は組織又は法人の代表による犯罪行為である。

第89条 法人の刑事責任

法人は次の場合において自らの犯罪行為に対して刑事責任を負う：

1. 当該犯罪行為が法人として行われたこと；
2. 当該犯罪行為が法人の利益のために行われたこと；
3. 当該犯罪行為が法人自らの指揮、管理及び決議の下で行われたこと。

法人の刑事責任²⁵はその法人の中で犯罪行為をなした個人の刑事責任の免除につながる事由にはならない。

第90条 法人への量刑

法人に科す刑は主刑として罰金刑である。

法人に科す罰金刑は個人に科す罰金刑の2倍である。

法人について罰金刑を科す他、裁判所は事業停止、特定事業の営業禁止、資金調達禁止、小切手又はクレジットカードの使用禁止、物品の没収又は原状回復させる等を命じることがある。

第91条 法人の事業停止

法人の事業停止とは、裁判所が、犯罪を犯した法人に対して、その特定な事業の継続により、社会及び環境への損害及び危険をもたらすと判断した場合に、事業を停止させる措置である。

第92条 法人に対する特定の事業の営業禁止

法人に対する特定の事業の営業禁止とは、その法人の犯罪行為に関連する事業を1年から5年間で一時的に営業を禁止することである。

第93条 資金調達の禁止

資金調達の禁止とは、外部から5年以下期間で資金調達を禁止することである。例えば：銀行の借入禁止、株の売却又は販売の禁止、資金調達を目的した基金又は財団設立の禁止等。

第94条 小切手又はクレジットカードの使用禁止

小切手又はクレジットカードの使用禁止とは小切手又はクレジットカードによる決済を最長5年間の使用禁止である。

第95条 法人の物品の没収

法人の物品の没収はこの法典の第53条に定めている規定に従って行うとする。

第96条 原状回復刑

裁判所は犯罪を犯した法人に対し、この法典の第56条に定めている規定に従って原状回復刑を科することができる。

第10章**刑の適用除外、自由剥奪刑の服役の停止及び条件付の期間前の解放につながる事由****第97条 刑の適用除外につながる事由**

以下の事由においては、刑が取り消されるものとする。

1. 受刑者の死亡；
2. 裁判所判決の執行可能期間の終了；
3. 判決を受けた受刑者が恩赦を受けた場合；
4. 大赦が付与された場合。

第98条 受刑者の死亡

受刑者の刑の服役は同人の死亡により終了する。

第99条 判決執行の時効

裁判所が犯罪人に科した刑罰は以下の期間が過ぎた場合に執行ができない：

1. 軽犯罪について1年；
2. 中犯罪について7年；
3. 重犯罪について15年。

判決執行に関する時効は判決が確定された日から起算する。前回の判決の執行期間内に新たな犯罪を犯した場合、時効は、その新たな犯罪がなされた日から起算する。判決執行期間中に刑の服役から逃走した場合、その時効は判決受刑者が出頭又は逮捕された日から起算する。

第100条 恩赦（アバイヤート）

恩赦とは国家主席の決定により、判決受刑者の刑の軽減又は残りの刑を免責して釈放することである。

第101条 大赦（ニラトートカム）

大赦とは特定の犯罪を抹消することである。

特定の犯罪の刑罰の執行が、国会がその犯罪について大赦を承認し、国家主席が公布することにより、終了とする。

第102条 判決の執行からの免除

自由剥奪のない再教育又は3年以下の自由剥奪刑の判決を受けた受刑者が刑の服役をしていない段階で国家にとって

²⁴ 訳者注：カーンカタムピットは直訳すると「過ちを犯した行為」

²⁵ 訳者注：おそらく、法人の刑事責任の「追求することで」その法人の中に当該犯罪行為をした個人の刑事責任の免除事由にならない。

多大な功績を貢献した又は重大な病気にかかった場合において今後、同人が社会にとって危険な存在でないと判断された時、裁判所は検察院の長の申請により、同人に対して執行する刑の全部を免除する判決を下す場合がある。

この法典の第103条に基づいて執行が中断された軽度犯罪の受刑者について、その期間中に同人が国家にとって多大な功績を貢献した場合、裁判所は、検察院の長の申請により、同人に対し、残りの刑の執行を免除する判決を下す場合がある。

第103条 自由剥奪刑の執行の中断²⁶

自由剥奪刑の執行を中断する事由は次の通りである：

1. 医師団の認定により重病となった受刑者について、治療を受けて完治した後、刑の服役を再開する；
2. 妊婦又は1歳以下の児童の母親について、その子供が1歳以上となるまで；
3. 3年以下の自由剥奪刑の受刑者がその家族の主な労働力である場合で、刑を服役させることにより、その家族にとって重大な影響となる場合、同人は一年までの中断要請をすることができる；
4. 受刑者が同人の組織の承認により公的な業務を遂行する必要がある場合、同人は一年の中断を要請する権利を有する。但し、社会及び国家の安定にとって重大な危険性をもたらした犯罪を除く。

上記の場合において自由剥奪刑を中断する期間は刑の服役期間に算入しないとする。

第104条 期間前の条件付釈放²⁷

期間前の条件付釈放は、今まで一部の刑を実施したが、かかる者が進歩し、自己鍛錬し、矯正所（カーイダッサン）の規則及び労働作業を厳守し、見解や考え方の更新が見られ、今まで自らの不適正な行為に関し反省の気持ちを抱いた受刑者の釈放することである。

期間前釈放の検討対象となる受刑者は以下の通り、刑罰を一部服役した場合である：

1. 半分、犯行時に18歳以下の犯罪人の場合；
2. 三分の二、犯行時に18歳以上の犯罪人；
3. 15年、終身自由刑の犯罪人

累犯の犯罪人及び死刑から変更した自由刑の受刑者は、期間前の釈放を許されない。

第11章

刑事罰の前科目録からの抹消

第105条 前科の抹消

犯罪の前科目録から氏名が抹消された者は犯罪を犯したことない者とみなす。

犯罪の前科目録から氏名が抹消はこの法典の第106条及び107条に定める規定に従うとする。

第106条 自動的な前科の抹消

裁判所の判決により、犯罪の前科目録から自動的に氏名が抹消される者は次の通りである：

1. この法典の第102条の規定により、判決執行が取消された者；
2. 執行猶予判決の受刑者が執行猶予期間終了後1年間以内に新たな犯罪を犯していなかった者；
3. 自由剥奪刑の服役完了者又は判決執行の時効が成立した後、次の期間内に新たな犯罪を犯さない者：
 - 軽犯罪について1年；
 - 中犯罪について5年；
 - 重犯罪について7年。

前科目録から氏名が抹消されていない者が、新たな犯罪を犯した場合、以前の前科目録の抹消期間は新たな犯罪に対する判決の執行完了日又は判決執行時効が成立した日から起算する。

第107条 裁判所の判決による前科目録からの氏名の抹消

裁判所は、この法典の第2編第1章に定めている犯罪について判決を受けた犯罪人に対し、その犯罪の性質、犯罪人の人格、刑の服役及び犯罪人の労働提供に基づいて前科の目録から氏名を抹消する。

裁判所が同条文の第1項に定める前科目録から氏名の抹消について以下の場合において行うとする：

1. 裁判所により、5年以下の自由剥奪刑を言い渡された者がその刑の服役完了又は判決執行の時効が成立した後、3年以内で新たな犯罪を犯さなかった場合；
2. 裁判所により、5年から10年の自由剥奪刑を言い渡された者がその刑の服役完了又は判決執行の時効が成立した後、5年以内で新たな犯罪を犯さなかった場合；
3. 裁判所により、10年以上、終身の自由剥奪刑、死刑を言い渡された者が大赦を受け、その刑の服役完了又は判決執行の時効が成立した後、7年以内で新たな犯罪を犯さなかった場合；

前科目録から氏名の抹消申請書は自筆又は保護者に作成され、関係裁判所に提出しなければならない。裁判所に初回の申請書が却下されても、却下された日から1年後に再度、申請書を提出することができる。新たに作成された申請書がまた却下された場合、当該申請書が却下された日から2年後に再度、提出することができる。

第108条 法人名の前科目録からの抹消

²⁶ 訳者：一時的停止

²⁷ 訳者：この条文は「2012年版の刑訴法・252条、253条以下の条文をそのまま持ってきたものである」

刑事罰を受けた法人は、その刑を履行した後、1年以内に新たな犯罪を犯さなかった場合、自動的に前科目録から法人名が抹消される。

第109条 犯罪少年の氏名の前科目録からの抹消

前科目録から犯罪少年の氏名の抹消期間はこの法典の第106条に定めている期間の半分とする。

この法典の大87条で定めている裁判所の措置に適用された犯罪少年について犯罪人になったことないものとみなす。

第2編

各論

第1章

国家安全に反する罪

第110条 国家反逆罪

ラオス人民民主共和国の独立、主権、領土保全、重大な政治上の主義、国家防衛及び治安、経済、文化及び社会を弱体化させる目的で、外国人及び外国の組織と連絡を取り協力するラオス国民に対し、10年から20年の自由剥奪刑かつ1000万から5億キープの罰金が科されるものとする。かかる者の財産は没収され、かつその者は自宅軟禁下に置かれるか、終身の自由剥奪刑かつ5000万から7億キープの罰金が科されるものとする。又は死刑の対象となる場合がある。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

ラオス国民が、外国人又は外国の組織から犯罪を犯すよう依頼されるが、犯罪を犯す前に当局へ自発的にその事実を届け出る場合、刑を科さないものとする。

第111条 謀反

政権を破壊又は弱体化させるため社会不安を引き起こす活動に参加する如何なるラオス国民に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び1000万から5億キープの罰金が科されるものとする、その者の財産は没収され、かつ自宅軟禁下に置かれる。又は終身自由剥奪刑かつ5千万から7億キープの罰金が科される又は死刑の対象となる場合がある。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第112条 スパイ

ラオス人民民主共和国に損害を与える又は弱体化させる目的で、諜報又は国家若しくは公式の秘密に関連する情報、物品、手続き又は電子文書若しくは文書を収集する外国人、ラオスにいる外国人、又は無国籍者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び500万から3億キープの罰金が科されるものとする。更に、その者の財産は没収され、かつ自宅軟禁下に置かれるか、終身の自由剥奪刑かつ3千万から4億キープの罰金が科される又は死刑の対象となる場合がある。

ラオス人民民主共和国を弱体化させる活動を行なっている国家反逆人又は謀反人に伝える目的で、諜報又は国家若しくは公式の秘密に関連する情報、物品、手続き又は電子文書若しくは文書を収集する個人に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び500万から2億キープの罰金が科されるものとする。更に、その者の財産は没収され、かつ自宅軟禁下に置かれる場合がある。

ラオス人民民主共和国に損害を与える又は弱体化させる目的で、諜報又は国家若しくは公式の秘密に関連する情報、物品、手続き又は電子文書若しくは文書を外国人又は外国の組織に伝えるため収集するラオス国民の行為は、国家反逆罪とみなされ、この法典の第110条の定めにより処罰されるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第113条 国家の安全に影響を及ぼす領土侵犯

ラオス人民民主共和国の領土を侵犯し、それにより国家の安全に影響を及ぼす武装者に対し、5年から15年の自由剥奪刑及び500万から1億5000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第114条 「国家指導者の」身体的危害（カーンポンハーイ）

国家権力の崩壊又は弱体化させる目的で、ラオス人民民主共和国の指導者に身体的危害をもたらす者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び1000万から1億5000万キープの罰金が科されるものとする。

その身体的危害が死に至る場合、その犯罪人に対し、終身の自由剥奪刑及び1億5000万から10億キープの罰金が科されるか、死刑の対象となる場合がある。

国家権力を弱体化させる目的で、国家の代表者、公務員、又は国家若しくは社会組織の業務を活動する者の身体的危害をもたらす者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

その身体的危害が死に至る場合、その者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科されるか、終身の自由剥奪刑及び1億5000万から5億キープの罰金が科されるか、又は死刑の対象になるものとする。

国際関係を分裂若しくは弱体化させる目的又は戦争行為を引き起こす目的で、ラオス人民民主共和国を訪問する指導者若しくはその家族・同行の代表団の構成員、又はラオス人民民主共和国内で働いている外国・国際機関の代表者若しくはそれら代表者の家族に、身体的危害をもたらす者に対し、5年から15年の自由剥奪刑及び1000万から1億5000万キープの罰金が科されるものとする。

その身体的危害が死に至る場合、終身の自由剥奪刑及び1億5000万から10億キープの罰金が科されるか、又は死刑の対象となる場合がある。

上記の刑に加え、刑罰には財産の没収、及び自宅軟禁を含むことができる。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第115条 破壊

国家の弱体化又は国家の経済を崩壊させる目的で、工場、事務所、機関、道路、交通手段の車両、情報流通手段及びその他の経済基盤を破壊、分解、放火し、人の集団又は動物集団に毒、化学物質又は病原体を放出した者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び5000万から1億キープの罰金が科せられる。更に、その者の財産が没収され、かつその者は自宅軟禁下に置かれるか、終身自由剥奪刑又は対象となる場合がある。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第116条 国家又は社会的事業の崩壊

国家又は国民経済を弱体化させる目的で、自らの立場を利用して内部を分裂させる作為又は不作為若しくは他人の教唆により、農業、産業、貿易、流通、金融、経済基盤、国家及び社会機関の事業活動に対し破壊活動を行う者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び5000万から5億キープの罰金が科せられる。更に、その者の財産が没収され、かつ自宅軟禁下に置かれるか、終身の自由剥奪刑の対象となる場合がある。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第117条 ラオス人民民主共和国に不利な宣伝²⁸

国家権力を弱体化させる目的で、言葉、書面、印刷物、新聞、映画、ビデオ、写真、文書、電子媒体又はラオス人民民主共和国に反逆する内容を持ったその他の媒体により、ラオス人民民主共和国に対する中傷、党の指針及び政府の方針を歪めて、騒動を引き起こす虚偽の噂を流して、宣伝活動を行なう者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

第118条 結束の分裂（カーンペーンイェーク・クアム・サマッキー）

国民の結束を弱体化させる目的で、民族、社会階層、宗教との間を分裂させる又は敵意をもたらす者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

第119条 市民暴動（カーンジョーラカム）

社会の秩序の基盤を弱体化させる目的で、武装組織に加入し、工場、事務所、社会組織を攻撃及び破壊すること、又は公務員、国民を人質に取る若しくはそれらを殺害すること、又は国家、団体、若しくは個人の財産を強奪することに従事する者に対し、5年から20年の自由剥奪刑及び5000万から5億キープの罰金が科されるものとする。更に、その者の財産

は没収され、かつ自宅軟禁下に置かれるか、終身の自由剥奪刑又は死刑の対象となる場合がある。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第120条 テロ行為（カーンコーカーンハイ）

テロ行為は、ラオスの領土内及び領土外にいる個人、集団又は組織により、次の行為である。

1. 国家安定、国家経済・社会体制、外国の機関、国際機関に対する影響を及ぼす行為、ラオス人民民主共和国の国際交流に対する障害又は社会に生活する国民への混乱をもたらす行為；
2. 生命、健康、自由に対する重大な侵害行為又は身体又は精神的な強制、脅迫する行為；
3. 財産の没収・破壊、侵入、攻撃、妨害、損害をもたらす行為及びコンピュータ、交通、インターネットシステム又は国家、法人、組織及び個人の電子端末への混乱をもたらす行為；
4. 爆薬物質、放射能物質、毒物質、発火物質の加工、生産、使用、梱包、流通、集約、調達及び武器、道具、車両の売買若しくはこの条文の第1号、2号及び3号に定めている目的で行う特定な行為；
5. 本条文の第1号、2号、3号及び4号の行為を引き起こすために、広告、勧誘、推奨、脅迫、依頼又は準備、援助する行為；
6. 他の法律、ラオス人民民主共和国が加盟している条約及び国際条約においてテロ行為を定められる行為。

テロ行為を犯罪を犯した者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び10億から50億キープの罰金が科せられるものとする。

組織的犯罪又は多大かつ深刻な損害が発生した場合、10年から終身の自由剥奪刑及び50億から70億キープの罰金が科せられる若しくは財産の没収又は死刑が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第121条 勾留及び拘置・矯正所の破壊又は攻撃

勾留所、拘置所、矯正所（カーイクムカン・ダッサン）にいる被疑者、受刑者、矯正の被収容者の身柄を略取又は誘拐若しくは解放の目的で力で勾留、拘置所、矯正所を破壊若しくは攻撃する者又は移送中の被疑者若しくは囚人の誘拐目的で暴力を行使する者に対し5年から20年の自由剥奪刑及び5000万から5億キープの罰金が科されるものとする。

更に者も自宅軟禁下に置かれるか、終身の自由剥奪刑の対象となる場合がある。

勾留、拘置所、矯正所の中で騒動を生じさせる、その内部規制を違反する又は被疑者、囚人、矯正の被収容者²⁹を逃亡

²⁸ 訳者注：悪質なプロパガンダ

²⁹ 訳者注：矯正所に収容されている受刑者。

するように勧誘・教唆を行う者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第122条 敵に加入するための渡航、ラオス人民民主共和国に反政権運動者の保護

ラオス人民民主共和国に敵対運動をする敵に加わるため渡航者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から5000億キープの罰金が科されるものとする。

ラオス人民民主共和国の反政権運動者を隠匿、隠避、保護、又は援助する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

第123条 国家又は行政上の秘密の開示

国家の秘密に係る文書の保管、管理、及び使用の責任を有する者が、その秘密を開示する若しくは秘密の漏示又はその文書を滅失する場合、3年から5年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

行政上の秘密の場合、犯罪人に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

第124条 社会不安を引き起こす目的の集会

社会不安を引き起こす目的で、抗議の行進、デモ、その他の方法で社会に損害をもたらす集会を運営する又は参加する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第125条 境界標の破壊及び除去

境界標を意図的に破壊若しくは損壊する者又は違法の境界標を除去する者に対し、6カ月から3年の自由剥奪刑及び2000万から1億キープの罰金が科されるものとする。

第126条 国家紋章又は国旗の破壊及び中傷

ラオス人民民主共和国の名誉及び威信に影響を及ぼす国家紋章又は国旗を破壊又は中傷する者に対し、3カ月から2年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

第127条 国家の最高の幹部指揮者、国家英雄の象徴の破壊、中傷

ラオス人民民主共和国の名誉及び威信に影響を及ぼす国家の最高の幹部指揮者、国家英雄の肖像、銅像、画像、彫刻像及びその他の紋章を破壊、中傷する者に対し、3ヶ月から2

年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられる者とする。

第128条 不法な移住又は入国の扇動

法に反して海外逃亡、移住又は入国をするよう人民に勧誘、詐欺行為を行う者に対し、6カ月から3年の自由剥奪刑及び1000万から5000キープの罰金が科されるものとする。

重大な場合又は多大な損害をもたらす場合、犯罪人に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び5000万から5億キープの罰金が科されるものとする。

第129条 紙幣の偽造又は偽造紙幣の使用

紙幣若しくは外貨を偽造するための印刷機器その他手段を利用する者又はラオス人民民主共和国内で流通させるため偽造紙幣を輸入する者に対し、5年から15年の自由剥奪刑及び15000万から5億万キープの罰金が科されるものとする。

紙幣を大量に又は組織的に偽造又は偽造紙幣の輸入を行う者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び2億から7億キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

偽造紙幣であることを知りながら使用する者に対し、3カ月か55年の自由剥奪刑及び200万から500万キープの罰金が科されるものとする。

偽造紙幣を所持していることを認識しているが、当局へ通知しない者に対し、3カ月から2年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

第130条 資金洗浄³⁰

資金洗浄とは、個人、法人又は組織が資金又は資産が犯罪から発生したことを承知、知りえた又は疑いながら、その資金又は資産を合法的にするために、資金の性質、根元、資産の所在地を隠蔽又は隠匿するとして資金又は他の資産を転換、使用、移動、両替、取得、真の所有の移転する行為をいう。

10億キープ以下の資金洗浄を行う者に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び3億から5億キープの罰金と資産の没収処分が科される。

10億キープ以上の資金洗浄を行う者に対し、7年から10年の自由剥奪刑及び5億から7億キープの罰金と資産の没収処分が科される。

組織的又は常習的な犯罪の場合、10年から15年の自由剥奪刑及び7億から9億キープの罰金と資産の没収処分が科される。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第131条 テロ行為への資金供給

テロ行為への資金供給とは、個人、法人又は組織が意図的に、テロ行為に供給するための適法又は違法、全部又は一

³⁰ 訳者注：マネーロンダリング。

部の資金を直接的及び間接的に収集、調達する未遂行為³¹であり、例えその資金が実行に使用される又は使用されない場合も含む。

10億キープ以下のテロ行為への資金供給犯罪を行う者に対し、5年から8年の自由剥奪刑及び5億から8億キープの罰金と資産の没収処分が科される。

10億キープ以上のテロ行為への資金供給犯罪を行う者に対し、8年から12年の自由剥奪刑及び8億から10億キープの罰金と資産の没収処分が科される。

組織的又は常習的な犯罪の場合、15年から20年の自由剥奪刑及び8億から10億キープの罰金と資産の没収処分が科される。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第132条 兵器又は爆発物の不法な生産、所持、使用

法に反して戦争兵器³²又は爆発物及びその部品を生産、所持、保管、使用する者に対し、1カ月から5年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

第133条 兵器又は爆発物の不法取引

法に反して戦争兵器又は爆発物及び爆弾の製造に使われる化学物質を購入、販売、輸入する者に対し、6カ月から5年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

常習、組織的に戦争兵器又は爆発物及び爆弾の製造に使われる化学物質を購入、販売、輸入する又は大量に購入、販売した犯罪人に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科されるものとする。

第134条 兵器又は爆発物の窃盗、盗用、強盗

戦争兵器又は爆発物を窃盗、盗用、強盗した者に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

常習、組織的に戦争兵器又は爆発物を窃盗、盗用、強盗する又は大量に窃盗、盗用した犯罪人に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科されるものとする。

第135条 武器倉庫の破壊

武器倉庫を破壊、毀棄又は放火する者に対し、8年から20年の自由剥奪刑及び500万から1億キープの罰金が科される。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第136条 国家の兵器又は爆発物の亡失（シアハイ³³）

国家の兵器又は爆発物を過失で亡失させる者に対し、3カ月から3年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

第137条 化学兵器に関連する犯罪

化学兵器は、人間の破滅のために使用される中毒性又は有毒の物質から成るものである。

化学兵器生産のため化学物質の生産、購入、販売、引渡、交換、所持、又は輸送に従事する者に対し、以下のとおり刑が科されるものとする。

- 5000g 以下の場合、5年から6年の自由剥奪刑及び500万から600万キープの罰金が科されるものとする。
- 5000g 超から10000g までの場合に対し、6年超から8年の自由剥奪刑及び600万超から800万キープの罰金が科されるものとする。
- 10000g を超える場合に対し、8年超から10年の自由剥奪刑及び800万超から1000万キープの罰金が科されるものとする。

化学兵器の生産、販売、購入、引渡し、交換、所持、輸送に従事する者、又は化学兵器の使用を教唆若しくは推進する者に対し、以下のとおり刑が科されるものとする。

- 5000g 以下の場合に対し、7年から8年の自由剥奪刑及び1億から2億キープの罰金が科されるものとする。
- 5000g 超から10000g までの場合に対し、8年超から10年の自由剥奪刑及び2億超から3億キープの罰金が科されるものとする。
- 10000g を超える場合に対し、10年超から12年の自由剥奪刑及び3億超から5億キープの罰金が科されるものとする。

化学兵器を使用する者に対し、以下のとおり刑が科されるものとする。

- 結果として小規模な損害となる場合、10年から15年の自由剥奪刑及び7億から15億キープの罰金が科されるものとする。
- 結果として大損害となる場合、終身の自由剥奪刑及び20億から50億キープまでの罰金が科される。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第138条 無線通信設備の不法な製造及び占有

法に違反して無線通信設備を製造、占有、又は設置する者に対し、6カ月から3年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

³¹ 訳者注：直訳すると「努力行為」。

³² ラオス法では、戦争用の兵器と狩猟及び合法的な私的利用のための兵器とを区別している。

³³ 訳者注：この「シアハイ」は故障するとも読める。

第139条 無許可の自衛隊及び保安隊の設立

無許可で自衛隊及び保安隊を設立する者に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び1000万から7000万キープの罰金が科されるものとする。

第2章

社会の安全及び社会秩序に関する罪

第140条 無免許での医療行為

利益を収める目的で、適法な許認可なく患者を治療する者に対し、300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

犯罪人が患者を身体障害³⁴又は身体不自由にする場合、その犯罪人に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び100万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

犯罪人が患者を死亡に至らせる場合、その犯罪人に対し、1カ月から5年の自由剥奪刑及び200万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

第141条 禁止されている賭博

禁止されている賭博をした者に対し、500万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

賭博施設として自らの家屋を使用することに同意する者、又は主要賭博者の役割を担う者、又は常習的に賭博に従事する者に対し、3カ月から2年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び500万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

第142条 不良³⁵

社会生活の規則及び規律に反して、暴力、脅威、攻撃的（ヤープサー）な言葉又は社会秩序に反するその他活動を利用する者は、公的批判を受けるものとし、かつ100万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

集团的又は常習的に行動する者に対し、3カ月から1年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び300万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

第143条 陸路の交通安全違反

意図的に道路、交通標識又は信号、防犯カメラ若しくは距離標識の損壊など交通信号のシステムを損壊する；車両を運転する者に対し、暴力又は脅威行為を行い、交通事故の原因を引き起こした者に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷又は身体障害又は後遺症に至る場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪が結果として人命の喪失に至る場合、その犯罪人に対し、6年から10年の自由剥奪刑及び700万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の命の喪失に至る場合、その犯罪人に対し、8年から15年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪が過失で行なわれ、損失をもたらした場合、その犯罪人に対し100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

犯罪が過失で行なわれその結果として重傷、複数の人の傷害、身体障害又は後遺症に至る場合、その犯罪人に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪が過失で行なわれその結果として人命が失われる場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び200万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪が過失で行なわれその結果として2名以上の命が失われる場合、その犯罪人に対し、5年から8年の自由剥奪刑及び500万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

第144条 陸路交通の妨害

法律に反して、陸路交通の妨害となる発掘、穴掘り又は切断、妨害物の留置、分解、撤回、移動、妨害行為を行う者に対し、3ヶ月から2年の自由剥奪刑又は自由剥奪のない再教育及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として交通事故の原因となった場合、犯罪人に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人が重傷、身体障害又は後遺症させた場合、犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、犯罪人に対し、6年から10年の自由剥奪刑及び700万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人を死亡させた場合、犯罪人に対し、8年から15年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第145条 事故を招く交通規則違反

交通規制に違反し、それにより他者に事故及び傷害を生じさせる者に対し、100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、複数の人の傷害、身体障害又は後遺症に至る場合、その犯罪人に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び400万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

³⁴ 訳者注：身体の一部が切断される等の傷害

³⁵ 訳者注：ヤンキー、チンピラ等

その犯罪の結果として人命が失われる場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

第146条 事故現場からの逃走

事故を引き起す又は事故と直接関係する者でその現場から逃走した場合、その者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第147条 基準を満たさない車両の使用

基準を満たさない車両を使用し、事故を招き、他人を障害させた者に対し、3ヶ月から2年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として人を重傷、複数の人の傷害、身体障害又は後遺症に至る場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として人命が失われる場合、その犯罪人に対し、6年から10年の自由剥奪刑及び700万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対し、8年から15年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

第148条 運転資格を有さない者への道路上運転の委任（モーターバイ）

運転資格を有さない又は運転免許書を持っていない若しくは法律上に要件を満たしていない者に、他人の障害をもたらす交通事故を招く道路上の運転を委任した者に対し、300万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の結果として人を重傷、複数の人の傷害、身体障害又は後遺症に至る場合、その犯罪人に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として人命が失われる場合、その犯罪人に対し、2年から10年の自由剥奪刑及び700万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

第149条 違法レーシング

法律に違反して、車、モーターバイク又はその他エンジンで動く物のレーシングに参加する者に対し、500万から2000万キープの罰金刑又は自由剥奪のない再教育及び300万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の結果として事故をもたらし、人の身体障害又は後遺症に至る場合、その犯罪人に対し、3か月年から2年の自由剥奪刑及び700万から2500万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として人を重傷、身体障害に至る場合、その犯罪人に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として人命が失われる場合、その犯罪人に対し、3年から6年の自由剥奪刑及び1500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対し、5年から8年の自由剥奪刑及び2000万から7000万キープの罰金が科されるものとする。

第150条 違法なレーシングの開催

法律を違反して、車、モーターバイク又はその他エンジンで動く物のレーシングを開催する者に対し、1000万から5000万キープの罰金刑又は自由剥奪のない再教育及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の結果として事故をもたらし、人の身体障害又は後遺症に至る場合、その犯罪人に対し、6か月年から3年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として人を重傷、身体障害又は後遺症に至る場合、その犯罪人に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び1500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として人命が失われる場合、その犯罪人に対し、5年から7年の自由剥奪刑及び2000万から7000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対し、7年から10年の自由剥奪刑及び3000万から1億キープの罰金が科されるものとする。

第151条 列車交通に関する規則違反

列車交通安全に関する規則を違反し、事故を招き、人の身体傷害又は死亡をもたらした者に対し、6ヶ月から10年の自由剥奪刑及び500万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第152条 水上交通の安全に関する規則違反

水上交通安全に関する規則を違反し、事故を招き、人の身体傷害又は死亡をもたらした者に対し、6ヶ月から10年

の自由剥奪刑及び500万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第153条 航空交通の安全に関する規則違反

航空交通の安全規則を違反し、航空交通事業の指令又営業し、その結果として他人の身体障害又は死亡又は多大な損害を発生させる者に対し、6ヶ月から15年の自由剥奪刑及び500万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第154条 飛行機に関する安全基準を満たさない装置の使用

飛行機のエンジン、技術業務³⁶を直接担当する者が、明らかに安全基準を満たさない飛行機の使用を許可した場合、その者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として他人を重傷又は死亡又は多大な損害を発生させる場合、その者に対し、2年から10年の自由剥奪刑及び2000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第155条 交通事業の保全、修繕又は管理に関する規則違反

陸路、水上、航空又は列車交通事業を直接担当する者が該当する事業の規則に違反し、他人を重傷又は死亡又は多大な損害を発生させる場合、その者に対し、6ヶ月から5年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第156条 船、飛行機、船舶、列車、車、空港、港湾、列車の駅又は車の駐車駅の安全に対する違反行為

船、飛行機、船舶、列車、車、空港、港湾、列車の駅又は車の駐車駅に関する規則の違反及びそれらの安全に対する危険行為を行い、複数の損害をもたらした者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の結果として多大な損害をもたらした場合は、10年から20年の自由剥奪刑及び1500万から5000万キープの罰金が科せられる又は終身の自由剥奪刑及び5000万から1億5千万キープの罰金が科せられるものとする。

第157条 車、船、飛行機のハイジャック

車、列車、船をハイジャック、抑制又は没収する目的で武器又は暴力を行使する者に対し、7年から15年の自由剥奪刑及び7000万から3億キープの罰金が科せられるものとする。

飛行機、船舶をハイジャック、抑制又は没収する目的で武器又は暴力を行使する者に対し、10年から20年の自

由剥奪刑及び1億から5億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、人命、健康又は財産に対して多大な損害をもたらした場合は、終身の自由剥奪刑及び10億から100億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第158条 飛行機、空港、列車駅、陸路交通ステーション、船用の港、船舶港湾の破壊行為

飛行機、空港、列車駅、陸路交通ステーション、船用の港、船舶港湾、列車を破壊するいかなる行為を行った者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び5億から30億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、人命、健康又は財産に対して多大な損害をもたらした場合は、終身の自由剥奪刑及び30億から200億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第159条 海上海賊行為

海上又は特定の国の管轄区域にある船舶、飛行装置又はその他移動手段を攻撃、強盗、それらの物にある資産を破壊する者に対し、7年から15年の自由剥奪刑及び7000万から3億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、人命、健康又は財産に対して多大な損害をもたらした場合は、終身の自由剥奪刑及び10億から100億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第160条 飛行機、空港又は航空装置の設置区域への侵入

武器又は暴力を行使し、飛行機、空港又は航空装置の設置区域への侵入する者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び1億から5億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、人命、健康又は財産に対して多大な損害をもたらした場合は、終身の自由剥奪刑及び5億から10億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第161条 飛行機の機内又は空港又は航空装置の設置区域に武器、爆発物又は危険な化学物質の持込

飛行機の機内又は空港若しくは航空装置の設置区域に不適正に武器、危険物又は損害をもたらす可能性な物を持込む者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び1億から5億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、人命、健康又は財産に対して多大な損害をもたらした場合は、10年から20年の自由剥奪刑又は終身の自由剥奪刑及び5億から10億キープの罰金が科せられるものとする。

³⁶ 訳者注：点検技術業務

第162条 航空に関する不正情報の宣伝

旅客運航に関し、飛行機、空港又は航空設備、エアホステス又は地上乗務員、旅客機の乗務員、乗客又は空港内、空港内の一般利用客、空港付近又は旅客運航の影響を受ける者等に対する安全及びセキュリティ関係上の脅迫、不正情報を宣伝する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により多大な損害をもたらした場合は、5年から10年の自由剥奪刑及び5000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第163条 ラオス人民民主共和国の航空規則に反する飛行機の操縦

ラオス人民民主共和国の航空規則に反して、飛行機を操縦し、ラオス人民民主共和国の出入する者に対し、1000万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により多大な損害をもたらした場合は、5000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第164条 コンピュータ不正アクセスの防止措置の公開

特別の防止措置を許可なく公開し、国家、個人、法人、組織及び社会への損害をもたらす者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から400万キープの罰金が科せられるものとする。

第165条 コンピュータシステムの無許可アクセス

特別の防止措置を有するコンピュータシステムにアクセスする又は個人、法人、組織の貿易、金融、秘密及びその他の情報を盗用する目的で電子装置を使う者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び200万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

第166条 画像、動画、音声及びビデオの内容の無許可編集

コンピュータ上の流通目的で、電子技術又はその他の手法により、原稿物を新たに作成、追加又は一部修正を加え、関係する個人、法人及び組織に損害をもたらす者に対し、3ヶ月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第167条 コンピュータシステム上の情報の無許可傍受

電子装置を使ってコンピュータシステム上で受信又は送信中の情報を傍受する者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑及び400万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第168条 ソーシャルネットワーク³⁷上の危害

ソーシャルネットワーク上の危害を行う者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑及び400万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第169条 コンピュータシステム上の猥褻物の頒布

コンピュータシステムを通じて、人の性器及び人の性行為を明確に表示する画像、動画、音声及びビデオ等の情報を頒布する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第170条 コンピュータシステムの妨害

コンピュータソフトウェア、ウイルス又はその他のツールを使って、コンピュータシステムの機能を妨害又は破壊する、コンピュータシステムの障害及び/又は損壊させる目的で、送信者の住所又は送信先を表示しない形でコンピュータ情報又は電子メールを送信する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第171条 コンピュータのデータ偽造

意図的に、パソコン又はコンピュータシステム及びその他の電子道具を使って、情報入力、情報変更、電子住所の偽造又はコンピュータシステム上のデータ削除することにより、元の情報を変更させる行為、無許可で個人、法人、組織の金融取引、貿易、秘密及びその他の情報の入力及び変更する行為又は詐欺目的で偽ウェブサイトの創作行為、コンピュータシステム又はインターネットの利用者を騙して預金口座、クレジットカード、インターネット上のパスワード及びその他情報を取得する行為を行う者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第172条 コンピュータシステム情報の破損

パソコンのデータ又はコンピュータシステムのデータを破損する又はオリジナル情報より改変する目的で、そのパソコンのデータ又はコンピュータシステムのデータを除去、修正及び/又は変更を行う者に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第173条 コンピュータシステム上の犯罪ツール³⁸に関するビジネス

コンピュータシステムの犯罪³⁹目的でパソコンソフトウェアを特別に開発、生産、輸入、所持、取引、販売、広告、啓蒙又はそれらのツールの紹介又はコンピュータデータの設計を行う者に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第174条 情報通信上の犯罪

³⁷ 訳者中：Social network

³⁸ 訳者中：サイバークライムに使用する犯罪道具

³⁹ 訳者中：Cyber crime

他人の通信システムを妨害、邪魔、侵害、破損、変更、除去、無許可接続、傍受又は他人の情報の採取する目的で、他人の通信ネットワークの周波数又は装置に合わせるために、自らの通信ネットワークの周波数の調整又は装置使用する者に対し、3ヶ月から6か月の自由剥奪刑及び50万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

常習、組織的犯罪の場合、1年から3年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第175条 労働安全衛生及び労働単位における安全に関する規則違反

労働安全衛生及び労働単位における安全に関する規則を違反し、他人の健康又は財産に危険をもたらす者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪のない再教育及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として事故の原因となり、人を怪我させた場合、その犯罪人に対して6か月から3年の自由剥奪刑及び200万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、身体障害又は後遺症させた場合、その犯罪人に対して1年から4年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、その犯罪人に対して2年から5年の自由剥奪刑及び400万から3500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して5年から10年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第176条 少年労働者の採用

14歳以上18歳以下の少年を採用し、重労働又は危険業務若しくは危険場所での勤務、労働法及び関連規則が定める勤務時間以上に仕事させる又は戦争兵士として少年を使用する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、複数の人を身体傷害又は他人を身体障害又は後遺症させた場合、その犯罪人に対して1年から5年の自由剥奪刑及び700万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、その犯罪人に対して5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して8年から15年の自由剥奪刑及び2000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第177条 建設に関する規則違反

建設、修繕、増築、撤回、運輸、建設資材の使用及び実験、重機又は建設道具の使用及び建設の現場管理に関する規則を違反し、他人に身体傷害又は他人の財産に対して多大な損害をもたらした者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として事故をもたらした場合、その犯罪人に対して6か月から3年の自由剥奪刑及び200万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、身体障害又は後遺症させた場合、その犯罪人に対して1年から4年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、その犯罪人に対して2年から5年の自由剥奪刑及び400万から3500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して5年から10年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第178条 放射能の管理に関する規則違反

放射能物質の生産、修理、供給、使用、メンテナンス、保管、購入、販売、譲受、交換、所持又は運搬に関する規則を違反する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として他人の健康又は財産を多大な損害をもたらした場合、1年から3年の自由剥奪刑及び200万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として事故をもたらし、人を怪我させた場合、その犯罪人に対して2年から3年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、身体障害又は後遺症させた場合、その犯罪人に対して3年から7年の自由剥奪刑及び400万から2500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、その犯罪人に対して5年から10年の自由剥奪刑及び500万から3500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して7年から15年の自由剥奪刑及び600万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第179条 発火性、毒性物質の管理に関する規則

発火性、毒性物質の生産、保管、運搬、使用又は売買に関する規則を違反し、多大な損害をもたらした者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として事故をもたらし、他人を怪我させた場合、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び200万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、身体障害又は後遺症させた場合、その犯罪人に対して1年から4年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、その犯罪人に対して2年から5年の自由剥奪刑及び400万から3500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して5年から10年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第180条 電力システムの安全使用に関する規則違反

不正な建設を許可する又は行うこと、これは住宅建設の安全システム及び爆発、発火につながる電力の需給の設備の設置、道を切り拓くための森林の放火、電力システムに影響する伐採、発掘、穴掘り、杭打又は地下に配線される電線の防備に固定及び設計されているポイントの近くに住宅を建設した場合を含む電力システムの安全使用に関する規則違反する者に対し、3ヶ月から2年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として事故をもたらし、他人を怪我させた場合、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び200万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、身体障害又は後遺症させた場合、その犯罪人に対して1年から4年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、その犯罪人に対して2年から5年の自由剥奪刑及び400万から3500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して5年から10年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第181条 治療及び医療サービスに関する規則違反

治療及び健康診断、製薬、薬の供給、薬販売及び医療サービスに関する規則を違反し、他人の健康に損害をもたらした者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、身体障害又は後遺症させた場合、その犯罪人に対して6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、その犯罪人に対して2年から5年の自由剥奪刑及び400万から3500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して5年から10年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第182条 工場内の安全基準違反

工場内の安全基準を違反し、他人の健康に損害をもたらす者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、身体障害又は後遺症させた場合、その犯罪人に対して6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、その犯罪人に対して2年から5年の自由剥奪刑及び400万から3500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して5年から10年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第183条 食品及び安全衛生に関する規則違反

食品及び安全衛生に関する規則を違反し、他人の健康に損害をもたらす者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重傷、身体障害又は後遺症させた場合、その犯罪人に対して6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を死亡させた場合、その犯罪人に対して2年から5年の自由剥奪刑及び400万から3500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して5年から10年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第184条 魔術活動

占い師、降霊術師又はその他、魔術的な活動をし、他人の信仰を利用し、他人の財産又は健康に損害をもたらす者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪のない再教育及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として、多大な損害又は人を身体障害又は後遺症若しくは死亡させて場合、その犯罪人に対して1年から5年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第185条 少年を犯罪実行の勧誘、強制又は犯罪少年の隠匿

少年を犯罪若しくは不正行為を実行するように勧誘又は強制する又は犯罪少年を隠匿する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられる者とする。

第186条 犯罪組織又は暴力団⁴⁰の参加

犯罪組織又は暴力団に加入する者に対し、3年から6年の自由剥奪刑及び3000万 から6000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第187条 虚偽の通報

特定な業務を執行する目的で実在しない情報を意図的に警察又は関係関係者に通報する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

第3章

人命、健康、及び名誉に反する犯罪

第188条 殺人

意図的に他者を死亡に至らせる者に対し、10年から15年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

犯罪人が常習的殺人を犯す、組織的に殺人を犯す、計画的殺人を犯す、残酷な殺人を犯す、職務履行中の公務員、複数の人、妊娠中の女性、子供、自分の妻又は夫、近親者、自助できない者又は弱体状態の者を殺害する、臓器を奪取する目的で殺人を犯す、別の犯罪を隠匿するために人を殺害する者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科されるものとする。更に、かかる者は自宅軟禁下に置かれるか、終身の自由剥奪刑、又は死刑の対象となる場合がある。

その犯罪の予備又は未遂も処罰の対象になるものとする。

第189条 殺人依頼

人を殺害する目的で他人に殺人を依頼する者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び1500万から1億キープの罰金が科されるものとする。

2名以上の殺害を依頼した場合、終身の自由剥奪刑及び2000万から2億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の予備又は未遂も処罰の対象になるものとする。

第190条 精神的な打撃を受けたことによる殺人

被害者の違法行為により、重大な精神的打撃を受けたこと又は挑発されて精神的に抑制で

きない状態によって故意で人を殺害する者に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び300万 から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が2名以上の人命が失われた場合、5年から7年の自由剥奪刑及び500万 から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第191条 出産間もない新生児の殺害又は遺棄

出産間もない自分の新生児を如何なる理由で殺害又は遺棄する母親に対し、2年から5年の自由剥奪刑を科せられるものとする。

出産間もない自分の新生児を2人以上、殺害又は遺棄した場合、5年から7年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第192条 他人を死亡させた過剰防衛

過剰防衛し、他人を死亡させた者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から 1500万キープの罰金が科せられるものとする。

2名以上を死亡させた場合、3年から7年の自由剥奪刑及び1000万から 5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第193条 公務の執行時の過失致死

自らの公務の執行中に法律の範囲を超えた暴力により、過失で他人を死亡させた者に対し、2年から7年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

2名以上を死亡させた場合又は重大な場合、7年から15年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第194条 暴行

他者に意図的に人身被害を生じさせる者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び 300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

犯罪が集団で行われる又は重傷に至る場合、その犯罪人に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

犯罪が、被害者を身体不自由、後遺症又は死亡に至らせる場合、犯罪人に対し、7年 から10年の自由剥奪刑及び3000万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第195条 公務執行時の他人傷害

公務の執行中に法律の範囲を超えた暴力を行使し、他人に傷害を加えた場合、6ヶ月 から2年の自由剥奪刑又は自

⁴⁰ 訳者注：特定な区域で住民から日常的にお金を取る。

由剥奪しない再教育及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

2名以上を傷害又は重症に至らせた場合、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、人身の障害、後遺症又は死亡に至らせた場合、3年から5年の自由剥奪刑及び700万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、2名以上を死亡させた場合、5年から7年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第196条 他人を傷害させた過剰防衛

過剰防衛により、他人を傷害した者に対し、自由剥奪しない再教育及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

2名以上の傷害又は重症に至らせた場合、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、人身の障害、後遺症又は死亡に至らせた場合、2年から5年の自由剥奪刑及び700万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、2名以上を死亡させた場合、5年から7年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第197条 他人に自殺させる行為

自分の保護の下に置かれる者に対し、残酷的行為、継続的に恐怖を与える行為、不正扱い又は尊厳しないといった自殺原因となる行為を行う者に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

2名以上を自殺させた場合、5年から15年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第198条 自殺補助

他人の自殺への援助、補助、推進、物的又は心理的な要件を整える者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

2名以上の自殺補助を行った場合、2年から7年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第199条 重大危険な病気の拡散

重大危険病気を感染した者が故意で他人に伝染させる場合、2年から5年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

重大危険な病気を故意で他人に拡散させる者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び

3000万から7000万キープの罰金が科せられるものとする。

重大危険な病気を常習的又は集団的に他人に拡散させる者に対し、7年から15年の自由剥奪刑及び5000万から7000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、人を重症、身体障害又は後遺症に至らせた場合、その犯罪に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第200条 自分の保護下に置かれる他人への傷害

自分の保護下に置かれる他人に対し、残酷的な行い又は故意で傷害させる者に対し、批評又は自由剥奪しない再教育又は3ヶ月から2年の自由剥奪刑及び50万キープから150万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として人を重症、身体障害又は後遺症に至らせた場合、2年から5年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第201条 違法流産

法律を違反して他人の流産に幫助する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

他人への流産幫助を常習で行う又はその違法流産により、母体の健康に弱体化させる若しくは死亡に至る場合、その犯罪に対し、5年から7年の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

法律に違反して、自ら流産する又は他人に依頼して流産させる女性に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第202条 危機に瀕している者への援助不提供

生命若しくは健康を脅かす状態にある他者を発見するが、援助を提供しようと思えばできたにもかかわらず援助しない者、又は他の人の援助を要請しない者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

生命若しくは健康を脅かす状態にある人に援助を提供する義務があるがその援助提供義務を履行しない者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第203条 殺人脅迫

他人を如何なる方法で殺害すると脅迫し、他人にその脅迫が実現すると信じさせる者に対し、3か月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び50万から150万キープの罰金が科せられるものとする。

2名以上を脅迫した場合、職務、役職の権威を利用した場合、集団的に行われた場合、2年から5年の自由剥奪刑及び

び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第204条 死体又は故人の評判に対する中傷

死体、又は故人の評判、墓地、若しくは塔婆に対しわいせつな行為又は言葉を用い、それにより公衆道徳に影響を及ぼす者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

第205条 名誉毀損及び誹謗

書面、口頭、その他方法により他者の名誉を著しく損なわせる者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

書面、口頭、その他方法による他者への虚偽の誹謗の結果、その名誉を著しく損なわせる者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

第206条 他人に対する恥辱

他人の名誉を侵害し、恥辱する者に対し、批評又は自由剥奪しない再教育又は3か月から1年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

第207条 侮辱

他者に対し、書面又は口頭又はわいせつな行為又はわいせつな言葉を用い、その他者の名誉を著しく損なわせる者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

第208条 過失致死

過失で又は不注意で他者を死亡に至らせる者に対し、6か月から5年の自由剥奪刑及び200万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の結果として2名以上の人が死亡する場合、その犯罪人に対し、3年から10年の自由剥奪刑及び100万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

第209条 過失傷害

過失で又は不注意で、他者に人身被害を生じさせる者に対し、100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪が重傷、複数の人の傷害、身体障害又は後遺症に至る場合、その犯罪人に対し、6か月から3年の自由剥奪刑及び300万から150万キープの罰金が科されるものとする。

公民権及び自由に対する犯罪

第210条 民族浄化

国民的、人種的、民族的又は宗教的集団の全部又は一部を意図的に殺害、破壊行為を行い、その集団の身体的及び精神的な損害をもたらした又は民族浄化の目的で集団内の出産制限措置を行う者に対し、10年から20年の自由剥奪刑又は修身の自由剥奪刑及び10億から1000億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第211条 人質を取ること

他者を人質として強要、逮捕、勾留して殺すと脅し、肉体的な嫌がらせをし、又はその勾留を続け、人質にされている人の解放条件として、他の者又は組織などに行動又は非行動を強要する者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び2000万から1億5000万キープの罰金が科されるものとする。

飛行機内又は空港内又は2名以上を人質に取り、拷問、危害を与え又は死亡に至らせる場合、その犯罪人に対し、終身の自由剥奪刑及び1億5000万から5億キープの罰金、又は死刑が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第212条 拷問

意図的に、公務執行中又は公務執行中でない場合とを問わず、他人に対し、その者又は第三者に情報提供又は自白させる目的、同人又は第三者の行為又は同人又は第三者がその行為を行う疑惑により処罰する目的又は同人又は第三者を脅迫又は強制する目的で身体又は精神を著しく苦痛又は惨痛をもたらす行為を行う者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の結果として人を身体障害又は後遺症又は死亡させた場合、その犯罪人に対して10年から15年の自由剥奪刑及び1500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が結果として2名以上の人命が失われる場合、その犯罪人に対して15年から20年の自由剥奪刑及び3000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

適法な処罰又は処罰により偶発的に生じた苦痛又は惨痛は拷問ではない。

第213条 人の売買

人を売買する者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び3000万から7000万キープの罰金が科せられるものとする。

2名以上の人の売買を行う場合、10年から20年の自由剥奪刑及び5000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

その買い手も同じ罪で処罰される。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第214条 人の臓器又は肉細胞の販売又は盗取

人の臓器又は肉細胞を販売する者に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び1000万 から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

人の臓器又は肉細胞を盗み取る者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び2000万から7000万キープの罰金が科せられるものとする。

人の臓器又は肉細胞の販売又は盗取を常習的又は組織的に行う又は多大な損害を もたらした者に対し、7年から12年の自由剥奪刑及び3000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

買い手、運搬者も同じ罪で処罰されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第215条 人身売買

人身売買とは、他人を強制労働、性的搾取、奴隷、売春させる行為、強制売春、人身の臓器を盗取して販売する及びその他、法律及び国家の善良な文化に反する行為又は利益を生み出すその他の目的で、勧誘、案内、詐欺、贈賄、利益提案、教唆、威力の使用、強制、脅迫、債務による束縛、児童の偽造扶養、偽造養子入り、偽造婚約、寄贈結婚、墮胎、乞食させる及びポルノ写真、出演、拡散又はその他の方法により、国内又は国境を越えて人の募集、誘拐、移動、移転又は引き渡す、受領すること、居場所又は蔵匿場所を提供することをいう。

人身売買の犯罪を犯した者に対し、次の場合に依じて処罰される。

1. 募集、誘拐の行為の場合、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から1億の罰金が科せられるものとする。
2. 移動、移転又は引き渡す行為の場合、5年から12年の自由剥奪刑及び1000万から7000万キープの罰金が科せられるものとする。
3. 国内又は国境を越えて人の受取、居場所又は蔵匿場所の提供する行為の場合、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

18 未満の児童に対し行なわれた行為について本条文の第1項に定めている何の行為及び目的に該当すれば、例え同意又は任意があっても、10年から20年の自由剥奪刑及び1億から5億の罰金が科せられるものとする。

売春業務を営む犯罪を行う者について、例え同意又は任意があっても、本条文の第1項に定めている目的で行われた場合、これが人身売買行為とみなし、その犯罪人に対し、5年から15年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

犯罪が常習的、組織的で行なわれる場合であって、被害者が児童であるとき、2名以上の被害者がいるとき、被害者がその犯罪人の近親者であるとき、被害者が重傷を負う、人身傷害、後遺症又は心神喪失者になるとき、その犯罪人に対し、1

5年から20年の自由剥奪刑 及び1億から5億キープの罰金を科され、かつその者の財産は没収されるものとする。

その犯罪が結果として被害者を終身の後遺症、HIV に感染させた場合、終身の自由剥奪刑及び5億から10億キープの罰金が科せられ、かつその者の財産が没収されるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第216条 誘拐

代金と引換として、又はその他の目的で人を誘拐する者に対し、7年から15年の自由剥奪刑及び3000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第217条 不法な逮捕、拘束又は勾留

他者を不法に逮捕、拘束又は勾留する者に対し、公衆の前で批評される又は自由 剥奪しない再教育又は1年から3年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪が組織的、職務の権利乱用、一回以上の複数回で行われた場合、被害者が1名以上の複数者の場合又は職務執行中の者に対する場合、その犯罪人に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第218条 強制

自分の希望を達成させるため、暴力又は武器又は脅迫により、他人の意思に反しかつ 同人への損害をもたらす何らかの行為又は行為しないことをさせる目的で、他人に強制する者に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられる ものとする。

第219条 投票権及び選挙権の妨害

国民議会又は地方の国民議会に投票する又は選出されるための他者の公民権を、脅威、賄賂又は詐欺行為により妨害する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

第220条 選挙文書の偽造又は廃棄

選挙文書を偽造若しくは破棄する者、国民議会又は地方の国民議会の選挙の獲得票又は選挙結果を偽造若しくは破棄する者に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

第221条 個人の自由の侵害

合法的な演説、執筆、集会、会合に従事するための、他人の個人の自由を侵害する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

第222条 住居不法侵入

威力、脅威、偽造文書の使用、役員であることを詐称又はその他の方法を使って他人の住居の不法侵害を犯す者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第223条 労働者、社員を違法職務放棄の強制

自己利益の目的で、労働者、社員に違法な職務放棄の強制し、損害をもたらした者に対し、1000万から5000万キープの罰金又は自由剥奪しない再教育又は1年から3年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第224条 女性差別

性別を理由に、女性を政治、経済、科学、文化、社会及び家族的活動において女性を差別、分離、疎外させる者に対し、批評又は自由剥奪しない再教育又は1年から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第225条 身体不自由者の差別

身体不自由を理由に、身体不自由者を政治、経済、科学、文化、社会及び家族的活動において女性を差別、分離、疎外させる者に対し、批評又は自由剥奪しない再教育又は3ヶ月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第226条 児童差別

人種、肌色、性別、民族、使用言語、教育、知識・能力、知能、経済・社会的地位、健康、体型、身体障害、出身及びその他の固有性の理由にして、児童、その両親、その保護者又はその他の家族メンバーを鑑別、差別、妨害、抑制又は制限し、児童に正当な権利を受領させない者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び100万から300万キープの罰金が科せられるものとする。

第227条 少数民族に対する差別

民族上の理由にして他人を鑑別、差別、何らかな参加の妨害又は差別扱い行為を行う者に対し、批判又は自由剥奪しない再教育又は1年から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第228条 不服申立権の侵害

他人の不服申立行為、不服申立又は不服申立の対象者に関する解決又は不服申立の審決及び解決権限を有する機関の決定に従わない目的で、自らの地位、職務、権限を行使する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第229条 個人秘密の侵害

自らの専門的な業務又は職務の執行を通じて知り得た他者の秘密事項を開示し、それによりその他者に損害を生じさせる者に対し、3ヶ月から6ヶ月の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

他者の手紙、電子メール、電報又はその他文書を開け、又は他者間の電話での会話を盗聴し、それにより他者に損害を生じさせる者に対し、3ヶ月から6ヶ月の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第5章

所有権に対する犯罪

第230条 強盗

財産を自分の物にする目的で、他人に暴力的に攻撃する又は他人の生命又は健康に直接的な脅威を行使する者に対し、4年から8年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

犯罪人が強盗を常習的に行う、組織的集団の活動として行なわれる場合、又は他人を重傷若しくは人命の喪失若しくは重大な損害を生じさせる場合、その犯罪人に対し、8年から20年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科されるものとする又は終身の自由剥奪刑及び2000万から7000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の予備又は未遂も処罰の対象になるものとする。

第231条 窃盗

他人の資産を不正に自分の物にする者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

犯罪人が扉、ドア、箱、棚及びその他を損壊することにより窃盗を行なう場合、その犯罪人に対し、6ヶ月から5年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

犯罪人が窃盗を常習的に行う場合、組織的集団の活動として行なわれる場合、又は重大な損害を生じる場合、その犯罪人に対し、3年から6年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第232条 強奪

強奪の方法により、他人の資産を自分の物にする者に対し、6ヶ月から5年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

犯罪人が強奪を常習的に行われる場合、組織的集団の活動として行なわれる場合、又は他人に重症又は死亡させる又は多大な損害を生じさせる場合、その犯罪人に対し、3年から8年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第233条 詐取

他人の資産を自分に引渡しをさせる目的で、如何なる方法で詐欺行為を行う者に対し、3か月から3年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

詐欺が常習的に行われる場合、組織的集団の活動として行なわれる場合、又は多大な損害を生じさせる場合、その犯罪人に対し、3年から8年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第234条 横領

保管その他の特的な目的で自らに委託された財産を横領、着服、又は交換するために、信頼を濫用する者に対し、3か月から3年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

横領が常習的に行われる場合、組織的集団の活動として行なわれる場合、又は多大な損害を生じさせる場合、その犯罪人に対し、3年から8年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第235条 債務弁済義務の回避

債務を持った者が、判決前又は判決後に債務返済能力を回避する目的で、別の債務を増加させたことにより返済能力を低下させる又は所有資産を減額する又は収入の全部又は一部を減額又は隠匿する又は自分の特定の財産を隠匿する者に対し、3か月から3年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第236条 財産の意図的な破壊又は損壊

何らかの手段又は何らかの方法により他者の財産を意図的に破壊又は損壊する者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

犯罪が重大な損害を生じる場合、人の生命又は健康を脅かす場合、その犯罪人に対し、3年から10年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第237条 芸術的価値のある人工物又は建築物の破壊

塔婆、神聖な場所、その他作品を破壊若しくは損壊する者又は寺の中心⁴¹を掘削する者、又は仏像その他の神聖な作品を破壊若しくは売却する者に対し、2年から7年の自由剥奪刑

及び1000万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

団体の所有か個人かを問わず、芸術的価値のある人工物若しくは建築物を破壊する者、又は許可なしでその作品を輸出する者に対し、3年から8年の自由剥奪刑及び2000万から1億キープが科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第239条 国家又は団体の財産に対する過失損壊

過失により国家又は団体の資産に重大又は社会基盤又は経済基盤に影響を及ぼす場合の軽微な損害を生じさせる者に対し、3か月から3年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

第239条 国家又は団体の財産の管理における責任の欠如

国家又は団体の資産を管理する直接の責務を有する者であって、その管理規則を厳守しないために当該資産に重大な損害を生じさせる者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

第240条 財産の不法占有

自らが取得、拾取、発掘した他人の物又は他人の錯誤で自分に渡した物を警察に通知しないで、意図的に占有する者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

その物が高価値である場合又は大量である場合、その犯罪人に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第241条 国家又は団体の財産の濫用

個人的利益のため国家又は団体の財産を濫用し、それにより国家又は団体に重大な損害を生じさせる者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第242条 財産の強制取得

財産を強制的に取得する目的で、暴力的な方法又はその他の方法で脅迫する者に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び2000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的集団の活動として行なわれる場合、又は多大な損害を生じさせる場合、その犯罪人に対し、3年から8年の自由剥奪刑及び3000万から1億キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第243条 国家資産の管理任務の放棄

国家資産を直接的に管理する任務を持っている者が、その任務を放棄し、それにより、そ

⁴¹ 訳者注：お寺の中にあるメインの建物の中心部に埋められている物

の資産について損害の発生、資産が破壊される又は損傷する場合、その犯罪人に対し、1年から5年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

重大な損害が発生した場合、2年から7年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第244条 財産の不法隠匿及び不法取引

他人が強盗、窃盗、強奪、詐欺、横領又はその他、違法な方法により取得した物であることを知りながら、譲受、買取、保管、隠匿又は再販売する者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的集団の活動として行なわれる場合、又は多大な損害を生じさせる場合、その犯罪人に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

第245条 不注意で発生させた火災による資産亡失

過失又は不注意で火事をもたらし、他者の家屋、ビル、建物、倉庫、店舗、又は作物又はその他財産に重大な損害を生じさせる者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第246条 知的財産権の侵害

他人の知的財産権について侵害、偽造⁴²、虚偽、詐欺、不正競争を行い、他人に損害をもたらす者に対し、1年から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第6章

婚姻関係及び家族関係に対する違反並びに慣習違反

第247条 姦通（ミッサジャー）

第三者と性的関係を持つ既婚者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び100万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

姦通の相手は同じ罪で処罰の対象になるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第248条 強姦

威力、武装した脅威、薬物、泥酔させる物又はその他の手段を用いて他人を無力な状態にさせること又はその機会を使ってその者の意思に反して性交する者に対し、4年から6年

の自由剥奪刑及び500万から3000万キープの罰金が科されるものとする。

強姦の被害者が、15歳から18歳以下の女性であり、その犯罪人の管理下又はその犯罪人の患者である場合、その犯罪人に対し、6年から10年の自由剥奪刑及び700万から5000万キープの罰金が科されるものとする。

複数の者による交代強姦、15歳未満の少年の強姦、女性を強姦中の暴行又は強姦により、その被害者女性が後遺症若しくは死亡に至る場合、その犯罪人に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び1000万から7000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第249条 強姦後の殺害

人を強姦した後に殺害する者に対し、15年から20年の自由剥奪刑又は終身の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科せられる又は死刑が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第250条 児童強姦

姦詐、詐術、勧誘、買取、賄賂又はその他の方法により、児童を同意又は追従させ、15歳から18歳未満の女子又は男子と性交する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び300万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

報酬の支払い又は特定な利益を代償にして12歳から15歳までの女子又は男子と性交する者に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び500万から700万キープの罰金が科せられるものとする。

如何なる経緯により、12歳以下の女子又は男子と性交する行為は児童強姦とみなす。そして、10年から15年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

売春させる目的で、18歳の少年を提案、受け取り、あっせん又は提供する者には犯罪行為を行うと規定し、この法典の第254条に従って処罰されるものとする。

第251条 性交目的の悪巧

自分の管理下の者又は止むを得ない状況にある者に悪巧みを行い、本人の意思に反して、自分又は他人と性交させる行為を行う者に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が12歳から18歳までの少年を相手に行われた場合、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が12歳以下を相手に行われた場合、如何なる経緯であっても、児童強姦とみなし、10年から20年の自由剥奪刑及び1500万から7000万キープが科せられるものとする。

⁴² 訳者注：模倣品の作成・生産と思われる。

第252条 妻の強制性交

妻の意思に反する又は性交できない状態において暴力、強制、脅迫し、自分と性交させる者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び50万から300万キープの罰金が科せられるものとする。

その強制性交により、相手を重症に至った場合、1年から5年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

第253条 売春の強要

他者に売春を強要する者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び2000万から1億キープの罰金が科されるものとする。

18歳未満である者に売春を強要する者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び3000万から1億5000万キープの罰金が科されるものとする。

第254条 他人の売春行為⁴³

他人の売春行為により、如何なる形で収入を得る者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び1000万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

他人の売春行為を常習的に行わせる又は自分の管理下の者に強制し売春させる場合、その犯罪人に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び2000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第255条 近親相姦

親、縁組による親、継親、男性側の祖父母、女性側の祖父母、実子、養子、継子、直径の孫又は自分の実の兄弟姉妹を相手方として性交を行なう者に対し、6ヶ月から5年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

近親相姦の相手方に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

第256条 児童のポルノの公示

児童の猥褻に関する書物、写真、ビデオ画像、ビデオCD、DVD及びその他の媒体を生産、販売、拡散、輸入、輸出、展示又は販売する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第257条 児童ポルノの所持

児童の猥褻に関する書物、写真、ビデオ画像、ビデオCD、DVD及びその他の媒体を所持する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び100万から300万キープの罰金が科せられるものとする。

第258条 社会的不品行（カンタム・ラーモック）

大衆の構成員の面前で又は公的な場所において、性交行為を行なう者又は自らの性器を露出する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

第259条 わいせつ行為（カンタム・アーナージャーン）

他者の意思に反してその者の性的な恥辱を行う者に対し、3ヶ月から2年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

児童に対しわいせつな行為を行う場合、その犯罪人に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金を科せられるものとする。

第260条 売春行為

金品を対価にして他人との性交を職業とする者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び50万から300万キープの罰金が科せられるものとする。

売春行為を援助又は利便を提供する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

売春の買い手も同じ罪で処罰されるものとする。

261条 子供、父母又は夫妻の扶養義務の不履行

自分の18歳未満の子供、扶養の必要のある父母、後遺症を抱えている又は病弱している夫又は妻を扶養しない者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪をしない再教育及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

第262条 児童⁴⁴を相手にする性的観光

ある国から別の国に又はある場所から別の場所に移動し、児童との関係を構築、児童と何らかの活動を共同する又はその他の方法により、児童に対し性的侵害を行う者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

児童を相手に性的観光者に向けてあつせん、広告、便宜を提供する者に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び200万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第263条 女性及び児童の虐待

蹴り付ける、殴打、束縛、拘禁する、食べさせない、過剰労働をさせる、浮気する、性的ハラスメントなどの方法により、女性の身体又は精神的に虐待を行う者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

⁴³ 訳者注：売春事業の経営

⁴⁴ 注：ここでの児童という用語はラオス語では「デック」を使用する。

その犯罪が児童を相手に行われた場合、その犯罪人に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第264条 児童の個人の経歴の公示

少年被害者、少年の被疑者、少年の被告人又は少年の犯罪人又は少年の証人の個人の経歴について公示する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第265条 児童の遺棄

児童を意図的に放棄する者に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その遺棄が児童を身体障害、後遺症又は死亡に至らせる場合、その犯罪人に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び700万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第266条 修道僧、見習い僧が行なう性的行為

女性又は男性又は同性と性的行為を行なう修道僧⁴⁵又は見習い僧に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

任意で修道僧又は見習い僧と性的行為を行なう女性又は男性に対し、同じ罪で刑が科せられるものとする。

第267条 国家の善良文化に反する物の公示

猥褻書物、画像、ビデオ映像及びその他猥褻物又はその他、国家の善良文化に反する物を生産又は販売若しくは直接的或いは間接的に公示する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第268条 結婚又は離婚の強制及び結婚又は離婚の妨害

自分の保護下にいる立場の者を結婚、離婚するように強制する又はその者の結婚又は離婚を妨害する者に対し、200万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

暴力を加える又は精神的な脅威により自分の保護下にいる立場の者を結婚、離婚するように強制する又はその者の結婚又は離婚を妨害する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び300万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

18歳未満の児童に対し結婚の強制が行われた場合、1年から3年の自由剥奪刑及び400万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第269条 未成年者との婚姻

18歳未満の未成年者を相手に結婚する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び200万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

18歳未満の未成年者に対し結婚の許可をする者にも同じ罪で刑が科せられるものとする。

第270条 近親者に対する不適切な行い

父親方の祖父母、母親方の祖父母、父母、夫、妻、子供、孫又は自分の扶養者に対して不適切な行い又は拷問し、その者の名誉、善良な文化に多大な損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

第7章

経済の管理体制に対する犯罪

第271条 市場の騒乱

取引されている株式の価格又は株数への悪影響を引き起こす行為を行う者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び3億から5億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる、組織的に行われる又は多大な損害をもたらした場合、その犯罪人に対し、5年から7年の自由剥奪刑及び5億から7億キープの罰金が科せられる。そして、その犯罪人の財産が没収されるものとする。

その犯罪の予備又は未遂も処罰の対象になるものとする。

第272条 インサイダー取引

自分又は他人の利益を得る目的で、自分又は他人の信義として株式の取引を行うために、内部の情報を提供、使用、受取、開示又は公示する者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から500万キープの罰金が科せられる。そしてその犯罪人の財産が没収されるものとする。

その犯罪が常習的に行われる、組織的に行われる又は多大な損害をもたらした場合、その犯罪人に対し、5年から7年の自由剥奪刑及び5億から7億キープの罰金が科せられる。そして、その犯罪人の財産が没収されるものとする。

その犯罪の予備又は未遂も処罰の対象になるものとする。

第273条 顧客に対する株式の購入・売却の教唆

自己利益の目的で、顧客に対し、合理的でない株式の購入・売却するように教唆する又は当該株式の購入・売却について報酬を提供すると約束する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び3000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

⁴⁵訳者注：ラオス語には、年輩のお坊さん、若いお坊さん（オレンジ色の衣を身に付ける）、男性及び女性仏教の修行者（白い衣を身に付ける）

第274条 事実と異なる株式市場に関する情報の作成及び提供

事実と異なる株式市場に関する情報を作成及び提供し、投資家の決断に悪影響を及ぼし、株式市場の不安定を引き起こす者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑及び3億から5億キープの罰金が科せられるものとする。

第275条 健康に有害な消費財及び医薬品の生産及び販売

過失で、品質基準を満たさない、品質劣化、使用期限が切れた物又は健康に悪影響を及ぼす残留物のある食品、肉、魚、果物、野菜又はその他の消費物若しくは薬、化粧品といった飲料、食料を生産、販売又は供給する者に対し、700万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が意図的である場合又は多大な損害をもたらした場合、その犯罪人に対し3ヶ月から3年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第276条 禁制品の生産、運搬、輸入、販売又は交換

禁制品を生産、運搬、輸入、販売又は交換する者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる、組織的に行われる又は多大な損害をもたらした場合、その犯罪人に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第277条 商品又はサービスの便乗値上げ

地域で干ばつ、洪水、又は困難な状況の期間中に商品又はサービスの便乗値上げ、又は商品の過剰値上の販売をする者に対し、6か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第278条 商品の買占め売惜しみ

経済又は人々の生活に不安定を引き起こす目的で、商品の買占め、自分の企業、会社、店舗又はその他の場所に商品を隠匿する者に対し、1年から4年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第279条 国家又は団体の商品の不法販売

国家又は団体の小売店で商品を販売する責務を負う者であって、強欲からかかる商品を不法に販売する者に対し、6か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第280条 目盛り又は重量の改ざん

商品の販売又は交換する際に、目盛り及び重量を不正に変更する者又は商品若しくは 金銭を増やすため標準以下の

目盛り及び重量を利用する者に対し、6か月から2年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第281条 銀行小切手の改ざん、銀行小切手又はその他債券の不正使用

銀行での換金、商品との交換目的で、記載事項の変更若しくは追加又はその他の方法により、小切手又はその他の債券を改ざんする者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

不渡り小切手若しくは預金口座残高を超える小切手を使用する者、又は小切手の不正な販売及び交換に従事する者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第282条 紙幣又は貨幣の損壊

紙幣又は貨幣を切断、穴開け、破る、描き、線を引く、落書き、印刷、判子押し、シールの貼り付けなどの方法により、紙幣又は貨幣を損壊し、流通する紙幣又は貨幣を破損させる者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第283条 国家の税務体制に関する規則違反

国家に対する納税義務の回避、納税義務の隠匿又は不適正の支払う方法により、輸出・輸入税、税金、資源の使用料及び手数料などの国家の税務体制に関する規則を違反する者に対し、3か月から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第284条 商品の違法輸入又は輸出

国家の関係機関からの認可を得ずに、商品を密輸することにより、法律に反して商品を輸入又は輸出を行う者に対し、3か月から3年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合、1年から5年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープが科せられるものとする。

第285条 外貨管理に関する規則違反

以下のいずれの場合に、外貨管理に関する規則を常習的に違反する者は、

1. 外貨で広告又は単価及びその他の費用の表示；
2. 外貨で商品代、サービス料の支払い、債務返済、給料の支払い、国家の義務への納金を行うこと；
3. 許可を受けずに外貨に関する事業又は両替事業を行うこと；
4. 商業銀行、両替所又は関係するサービス営業所により、両替レートの不正な定め、表示又は履行；

5. ラオスの中央銀行からの許可を得ずに外国での預金口座の開設；
6. ラオスの中央銀行に対し、外貨での収入、支出を申告しないこと；
7. 許可を得ずに、外国との貿易において融資する又は融資を受ける及び商業目的の融資業務を行うこと；
8. 通関職員を申告しない又はラオスの中央銀行からの許可を得ない場合で、定められる限度額を超えて、外貨、ラオスのキープ通貨をラオスから持出す又はラオスへの持込むこと；これらの行為を行う者に対し、6か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第286条 法律に反して商品をラオス人民民主共和国への通過

法律に反して、商品をラオス人民民主共和国の領土を通過する者に対し、3か月から

1年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は商品を大量に運搬した場合、その犯罪人に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第287条 法律に反して外貨をラオス人民民主共和国の領土を通過

法律に反して、ラオス人民民主共和国の領土を通過して外貨の運送を行う者に対し、6か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は外貨を大量に運送した場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第288条 模倣商品の生産、販売

偽造又は模倣商品の生産、販売を行う者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は多大な損害をもたらした場合、その犯罪人に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第289条 品質に関する偽造、虚偽及び詐欺

製品、商品、サービスの品質及び環境について偽造、虚偽及び詐欺行為を行い、他人に危険をもたらす者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、他人を重症、身体障害、後遺症に至らせる又は死亡させる場合、3年から10年の自由剥奪刑及び5000万から1億5000万キープの罰金が科せられるものとする。

2名以上の人命が失われた場合、5年から20年の自由剥奪刑及び1億から10億キープの罰金が科せられるものとする。

第290条 偽造の食品、食料、医療薬、予防薬の生産又は販売

偽造品又は模倣の食品、食料、医療薬、予防薬を生産又は販売する者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合、身体障害、後遺症に至らせる又は死亡させる場合、3年から8年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第291条 動物の飼育用品、肥料、動物の予防薬、動物治療薬、害虫薬剤、各種の直物の偽造品の生産又は販売

動物飼育用の商品、肥料、動物の予防薬、動物治療薬、害虫薬剤、各種の植物の偽造品又は模倣品を生産又は販売する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は多大な損害をもたらした場合、1年から3年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第292条 病気動物及び病気した動物の製品の販売又は隠匿

病気した動物及び病気した動物の製品を意図的に、販売又は隠匿する者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が多大な損害をもたらした場合、その犯罪人に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第293条 無許可で禁制植物、禁制品及び禁制品の移送

国家の関係機関の許可を得ずに、害虫による伝染区域から禁制された植物、製品及び物品を意図的に、別の場所への移送する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が多大な損害をもたらした場合、その犯罪人に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第294条 禁制の植物、植物製品又は物品を無許可でラオス人民民主共和国への密輸出入 又は通過

害虫病に感染した又は植物、人間、動物及び環境衛生に対して危険のある禁制の植物、植物製品又は物品を国家の関係機関から許可を得ずに、ラオス人民民主共和国への密輸出入する又は通過する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が多大な損害をもたらした場合、その犯罪人に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第295条 禁制植物、植物製品又は物品の販売、配布又は保管

害虫病に感染した禁制植物、植物製品又は物品を販売、配布又は保管し、多大な損害をもたらす者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が多大な損害をもたらした場合、その犯罪人に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第296条 禁制害虫の輸入、増殖又は所持

禁制害虫を輸入、増殖又は所持する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第297条 違法営業

企業登録をしない又は自己の企業目的に適合しない事業を営む者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第298条 高額金利の設定

関係機関からの許可を得ずに、貸金を事業として営み、貸金の金利を年間36%以上算定する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第299条 国家の経済管理体制の規則違反

意図的に、国家の経済管理体制を違反に該当する権限、任務、職務を不正に行行使する又は法律が定める範囲を超えて権限、任務、職務を濫用し、多大な損害をもたらす者に対し、6か月から3年の自由剥奪刑及び500万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第300条 经济管理に関する不正報告

事実と異なる情報又は書類を提供することにより、经济管理に関する不正報告を行い、国家の経済・社会の発展に多

大な損害をもたらす者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第301条 経理規則の違反

商業銀行又は他の金融機関の役員（プーポリハーン）又は他の者が、意図的に不正な元帳を作成又は記録する、商業銀行又は他の金融機関又は顧客の講座を偽造又は損壊する場合、3か月から1年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が多大な損害をもたらした場合、1年から5年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第302条 経理に関する虚偽情報の提供

商業銀行が融資決定を行う際に重要な根拠となる経理情報の虚偽報告又は虚偽情報を提供する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第303条 ビジネス競争上の倫理違反

ビジネスについて誤解させる、秘密の侵害、事業を行うような強制、他者名誉の評判を低下させる、事業の妨害、事実を異なる広告、不正な販売方法の促進、事業団体による差別又はビジネス競争目的で協議により競争を制限する、市場の占有及び独占を悪用する又はビジネス競争を制限する目的で団体の結成又は法律及び関係規則に定めるその他の行為により、ビジネス競争上の倫理違反する者に対し、100万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は10億キープ以上の損害をもたらした場合、3か月から2年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第304条 保険事業に関する不正競争

保険事業について不正競争を行い、他人に損害をもたらす者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び100万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第305条 事実以上の過剰宣伝

商品又はサービスを意図的に、事実以上に過剰宣伝又は不適切な宣伝を行い、多大な損害をもたらす者に対し、3か月から3年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられる者とする。

第306条 寄付金及び寄付品に関する規則違反

権限、任務、職務を不正に行行使する又は法律が定めている権限、任務以上に行使することにより、寄付金及び寄付品に関する規則違反し、多大な損害をもたらす者に対し、3か月から3年の自由剥奪刑又は自由

剥奪しない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第307条 産業財産及び新しい植物品種保護の認可に関する規則違反

産業財産及び植物の新品種保護の認可を触接的に担当する者が、産業財産及び植物の新品種保護の認可に関する法律及び規則を違反する又は法律が定める以上に権限、任務を使用し、多大な損害をもたらす場合、その者に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第308条 天然資源の探査、調査及び発掘に関する規則違反

天然資源の探査、調査及び発掘に関する規則を反し、損害をもたらす者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び2000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は多大な損害をもたらした場合、2年から5年の自由剥奪刑及び5000万から2億キープの罰金が科せられるものとする。

第309条 土地使用に関する規則違反

土地の先取及び占有又は土地使用権の譲渡の方法により、土地使用の規則を違反する又は土地の管理・使用に関する規則を違反して土地を使用し、損害をもたらす者に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられる者とする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は多大な損害をもたらした場合、1年から5年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第310条 土地管理の規則違反

土地使用権を譲渡、コンセッション、移転又は変更する目的で、便乗行為又は権限及び任務を不正に使用する又は法律の定める以上に使用する者に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は多大な損害をもたらした場合、1年から7年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

第311条 森林の開拓及び保護に関する規則違反

森林資源の調査、開拓、丸太、根、表面がブツブツの根、製材した木、加工木を違法に運送又は売買することにより、森林資源の開拓及び保護規則を違反する者に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は多大な損害をもたらした場合、1年から5年の自由剥奪刑及び5000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第312条 森林の管理に関する規則違反

森林又は森林土地の区域の特定、森林の譲渡、移転、開拓、伐採、放火する又は木材品及び森林の幸の違法運送又は樹木の計測、スタンプに関する規則を違反する目的で、便乗行為又は権限及び任務を不正に使用する又は法律の定めを超える範囲で使用するにより、森林の管理に関する規則を違反する者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び1000万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、組織的に行われる場合又は多大な損害をもたらした場合、3年から7年の自由剥奪刑及び3000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第313条 電力又は水道の供給に関する規則違反

電力又は水道の供給の直接担当する任務のある者が、理由のない又は24時間前に通知しない場合で電力又は水道の供給の切断、理由がなく電力又は水道の供給を拒否する、非継続的又は不安全な供給、電力又は水道の消費者の月刊の消費量の不正測定、電力又は水道に関する問題の解決を申告又は要請の24時間以内に行わない行為により、電力又は水道の供給に関する規則を違反する場合、その者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第8章

麻薬に関する犯罪

第314条 ヘロイン、モルヒネ又はコカインの生産、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる行為

100g以下のヘロイン、モルヒネ又はコカインを生産、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、10年から15年の自由剥奪刑及び5000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

常習的又は組織的にヘロイン、モルヒネ又はコカインを生産、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者、又はヘロイン、モルヒネ又はコカインを100gから300gを所持する者に対し、15年から20年の自由剥奪刑及び1億から5億キープの罰金が科せられる。そして、その者の財産は没収されるものとする。

300gから500gのヘロイン、モルヒネ又はコカインを生産、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、終身の自由剥奪刑及

び 5億から10億キープの罰金が科せられる。そして、その者の財産が没収されるものとする。

500g以上のヘロイン、モルヒネ又はコカインを生産、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、死刑が科せられる及びその者の財産が没収されるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第315条 メチレンジオキシメタンフェタミン⁴⁶（ヤーイー）、メタンフェタミン⁴⁷（ヤーバー、ヤーアイス）又はその他向精神薬の生産、加工、取引、販売、

運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる行為

100g以下のメチレンジオキシメタンフェタミン（ヤーイー）、メタンフェタミン（ヤーバー、ヤーアイス）又はその他、向精神薬を生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

常習的又は組織的にメチレンジオキシメタンフェタミン、メタンフェタミン又はその他、向精神薬を生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者、又はメチレンジオキシメタンフェタミン、メタンフェタミンを100g

から500gを所持する者に対し、10年から20年の自由剥奪刑及び1億から5億キープの罰金が科せられる。そして、その者の財産は没収されるものとする。

500gから3kgのメチレンジオキシメタンフェタミン、メタンフェタミン又はその他、向精神薬を生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、終身の自由剥奪刑及び5億から10億キープの罰金が科せられる。そして、その者の財産は没収されるものとする。

3kg以上のメチレンジオキシメタンフェタミン、メタンフェタミン又はその他、向精神薬を生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、死刑が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第316条 麻薬生産目的で前駆物質の生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出

又はラオス人民民主共和国を通過させる行為

麻薬生産のため、500g以下の前駆物質を生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

麻薬生産のため、常習的又は組織的に前駆物質を生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者、又は麻薬生産のため、500gから1kgの前駆物質を所持する者に対し、2000万から1億キープの罰金が科せられる。そしてその者の財産は没収されるものとする。

麻薬生産のため、1kgから10kgの前駆物質を生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、終身の自由剥奪刑及び1億から5億キープの罰金が科せられる。そしてその者の財産が没収されるものとする。

麻薬生産のため、10kg以上の前駆物質を生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、死刑が科せられるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第317条 アヘンの栽培、生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる行為

取引用で1kg以下のアヘンを生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、2年から10年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられる。そして、その者の財産は没収されるものとする。

常習的又は組織的により、取引用でアヘンを生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者又はアヘン1kgから3kgを所持する者に対し、10年から15年の自由剥奪刑及び1000万から2000万キープの罰金が科せられる。そしてその者の財産は没収されるものとする。

常習的又は組織的により、取引用でアヘンを生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者又はアヘン3kgから5kgを所持する者に対し、15年から20年の自由剥奪刑及び2000万から4000万キープの罰金が科せられる。そしてその者の財産は没収されるものとする。

取引用で5kg以上のアヘンを生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、終身の自由剥奪刑及び4000万から1億キープの罰金が科せられる。そして、その者の財産は没収されるものとする。

一回目の犯罪としてアヘンを栽培する者に対し、100万から500万キープの罰金が科せられる。そして、その栽培したアヘンは廃棄処分⁴⁸の対象とする。

第二回目以降のアヘンを栽培する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられる。そして、その栽培したアヘンは廃棄処分の対象とする。

⁴⁶ 訳者注：MDMA（Methylenedioxyamphetamine）

⁴⁷ 訳者注：Methamphetamine

⁴⁸ 訳者注：廃棄される。

第一回目の犯罪としてアヘンの種子を所持する者に対し、批評される及び10万から50万キープの罰金が科せられるものとする。そして、そのアヘンの種子は廃棄処分の対象とする。

第二回目の犯罪としてアヘンの種子を所持する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び50万から500万キープの罰金が科せられるものとする。そして、そのアヘンの種子は廃棄処分の対象とする。

第一回目の犯罪として、アヘンの種を取引又は所持する者に対し、批評される及び10万から50万キープの罰金が科せられる。そして、そのアヘンの種は廃棄処分の対象とする。

二回目以降のアヘンの種を取引又は所持する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び50万から300万キープの罰金が科せられる。そして、そのアヘンの種は廃棄処分の対象とする。

第318条 大麻の栽培、生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又は大麻、大麻の種子ラオス人民民主共和国を通過させる行為

取引用で1kgから10kgの原料大麻を栽培する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び50万から500万キープの罰金が科せられる。

取引用で、10kg以上の乾燥大麻を栽培する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

取引用で、5kgから10kgの乾燥大麻を生産、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又は乾燥大麻をラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

取引用で、5kg以下の乾燥大麻を生産、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又は乾燥大麻をラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする⁴⁹。

常習的又は組織的により、取引用で、乾燥大麻を生産、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又は乾燥大麻をラオス人民民主共和国を通過させる者、又は乾燥大麻を10kg以上所持する者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び2000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

取引用で、10kg以上の大麻の種子を取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又は大麻の種子をラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

大麻樹脂(Tetrahydrocannabinol、Hashish)及び大麻樹脂の有効成分について：

- 0.3gから50gの数量の場合、2年から4年の自由剥奪刑及び500万から

900万キープの罰金が科せられるものとする。

- 50gから100gの数量の場合、5年から7年の自由剥奪刑及び1000万から2900万キープの罰金が科せられる。そして、財産が没収されるものとする。
- 100gから200gの数量の場合、10年から14年の自由剥奪刑及び3000万から5900万キープの罰金が科せられる。そして、財産が没収されるものとする。
- 200gから500gの数量の場合、15年から20年の自由剥奪刑及び6000万から9900万キープの罰金が科せられる。そして、財産が没収されるものとする。
- 500g以上の数量の場合、終身の自由剥奪刑及び1億から2億キープの罰金が科せられる。そして、財産が没収されるものとする。

第319条 合成⁵⁰麻薬の生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又は合成麻薬をラオス人民民主共和国を通過させる行為

合成麻薬を生産、加工、取引、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又は合成麻薬をラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、以下の場合に応じて処分される：

- 鑑定後、薬物の成分が他の成分と混合されていると分かった場合、薬物の重量及びこの刑法典の第314条、315条、316条、317条及び318条に定めている薬物の種類に基づき刑が科せられるものとする。
- 鑑定後、薬物の成分がそれに混合していないと分かった場合、生産、加工、買う、売る、販売、運搬、所持又は輸入、輸出又はラオス人民民主共和国を通過させる者に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第320条 摂取又は摂取目的の「薬物の」所持

0.2g以下のヘロイン、モルヒネ又はコカイン又は0.3g以下のメチレンジオキシメタンフェタミン(ヤーイー)、メタンフェタミン(ヤーバー、ヤーアイス)又は0.5g以下のアヘン又は5g以下の乾燥大麻又は0.5g以下の他向精神薬又は5g以下の薬物成分のある植物を摂取又は摂取目的の所持する者は、被害者とみなされ、各場合に応じて治療に送られるものとする。

摂取目的で、0.2gから2gのヘロイン、モルヒネ又はコカインを所持する者に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

⁴⁹ 訳者注：この項は前項の先に置くべき

⁵⁰ 訳者注：ラオス語原稿を直訳すると「偽」麻薬と書かれている。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

摂取目的で、0.3gから3gのメチレンジオキシメタンフェタミン（ヤーイー）、メタンフェタミン（ヤーバー、ヤーアイス）を所持する者に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

喫煙目的で、0.5gから5gのアヘンを所持する者に対し、500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

喫煙目的で、5gから10gの乾燥大麻を所持する者に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

摂取目的で、その他向精神薬を0.5gから5g所持する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

摂取目的で、5gから10gの薬物成分のある植物を所持する者に対し、1ヶ月から6ヶ月の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

アヘン喫煙のためのサービスを提供する者に対し、3年から10年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

大麻喫煙のためのサービスを提供する者に対し、3ヶ月から5年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

第321条 薬物再摂取

治療を経た薬物依存者が再摂取する場合、次の通り、行うとする：

- 第1回目の治療を経て、薬物治療センター責任者により書面の認定証をもらったが、再び摂取する者に対し、批評処分及び10万から30万キープの罰金が科せられるものとする。
- 第2回目の治療を経て、薬物治療センター責任者により書面の認定証をもらったが、再び摂取する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び30万から50万キープの罰金が科せられるものとする。
- 第3回目からそれ以降の治療を経て、薬物治療センター責任者により書面の認定証をもらったが、再び摂取する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び50万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

第322条 麻薬の窃盗、詐取、横領又は強盗

麻薬を窃盗、詐取、横領又は強盗する者に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その麻薬を窃盗、詐取、横領又は強盗することを常習的、組織的に行う者又は麻薬を大量に窃盗、横領又は強盗する者に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び1000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第323条 麻薬を生産するための機械、設備、道具の所持

各種の薬物を生産するための機械、設備、道具を所持する者に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び200万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的行う又は大量に行う場合、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第324条 他人を薬物摂取するように強制又は勧誘行為

暴力、武器の使用、脅迫、誘動、扇動又は特定な利益の提供又はその他の方法により、他人を薬物摂取するように、その者の意思に反して強制又は勧誘し、強制される者又は勧誘される者への損害をもたらす場合、2年から7年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

犯罪人がその犯罪を常習的又は組織的に行う場合、少年、妊婦、複数人に対して行う場合、重大な危険を持つ病気をもたらす場合、その犯罪人に対し、5年から10年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、身体障害又は死亡を至らせる場合、10年から20年の自由剥奪刑及び700万から3000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、2名以上を身体障害、後遺症又は死亡を至らせる場合、その犯罪人に対し、終身の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第325条 麻薬又は麻薬生成するための化学物質の管理、使用に関する規則違反

麻薬又は麻薬生成するための化学物質の保管、管理、運送、運搬又は実験、研究のために使用する責任者が、麻薬又は麻薬生成するための化学物質の管理、使用に関する規則を違反する場合、その犯罪人に対し、2年から7年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪人が常習的又は組織的にその犯罪を行う場合又は多大な損害をもたらした場合、5年から10年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第9章

天然資源及び環境に関する犯罪

第326条 法律に違反して保護樹木、森林の伐採、森林放火及び森の自然物の発掘

法律及び森林に関する規則に違反し、樹木、森林の伐採、森林放火又はその他の方法により、森林破壊若しくは法律

及び規則に違反して森の自然物の発掘を行い、500万キープ以上の損害をもたらす者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び損害額の2倍の罰金が科せられる。そして、原状回復処分が科せられるものとする。

その犯罪を常習的、組織的で行う又は多大な損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び損害額の3倍の罰金が科せられる。そして、原状回復処分が科せられるものとする。

第327条 保護対象及び絶滅危機に位置付けられる特別の樹木及びその根っこの違法伐採、

違法売買又は違法運送

保護対象及び絶滅危機に位置付けられる特別の樹木及びその根っ子を無許可で伐採、売買又は運送し、500万キープ以上の損害をもたらす者に対し、6ヶ月から1年の自由剥奪刑及び10億から25億キープの罰金が科せられ、原状回復処分が科せられるものとする。

その犯罪人が第2回目としての犯罪である場合又は常習的に犯罪を行う場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び損害額の2倍の罰金が科せられる。そして、原状回復処分が科せられるものとする。

第328条 権限、任務のない者に丸太に印をつけるための専用掛矢の譲渡し、権限及び任務を超えて天然の森林の開発許可、樹木の開拓⁵¹許可

権限、任務のない者に丸太に印をつけるための専用掛矢を譲渡し、権限及び任務を超えて天然の森林の開発許可、樹木の開拓許可を行う者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び当時の市場価格基準の損害額の2倍の罰金が科せられるものとする。

第329条 樹木、樹木の根っ子及び森林の自然物の開拓、売買、運送、加工及び販売に

関する専用掛矢及び書類の偽造行為

樹木、樹木の根っ子及び森林の自然物の開拓、売買、運送、加工及び販売に関する専用掛矢及び書類を偽造する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び損害額の2倍の罰金が科せられるものとする。

第330条 収穫物の破壊

国家、団体、社会組織、又は個人の所有である収穫物を破壊する者に対し、100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が重大な損害となる場合、その犯罪人に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第331条 違法な狩猟

保護種の狩猟、妊娠中の動物、制限シーズン中若しくは禁止場所での狩猟、禁止された猟具及びその他方法により、狩猟規則に反して狩猟をする者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪を常習的、組織的で行われる場合又は500万キープ以上の損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び損害額の2倍の罰金が科せられるものとする。

第332条 違法な漁業

爆発物、毒、化学薬品、感電又はその他禁止された漁具を使うなど、漁業規則に反し、漁又はその他の水生動物を捕獲する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、100万から1500万キープの損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び損害額の2倍の罰金が科せられるものとする。

その犯罪を常習的、組織的で行われる場合又は500万キープ以上の損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び損害額の2倍の罰金が科せられるものとする。

第333条 水生動物及び野生動物の住処及び食料源の侵害

水生動物及び野生動物の住処及び食料源を侵害する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪を常習的、組織的に行われる場合又は500万キープ以上の損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び損害額の2倍の罰金が科せられるものとする。

第334条 保護種の水生動物及び野生動物の取引又は所持

取引用又は所持目的で保護種の水生動物及び野生動物の生きた状態、その死骸又はその一部及びその臓器を違法入手する者に対し、3か月から5年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第335条 水生動物及び野生動物の輸入、輸出、通過又は運送行為

法律及び絶滅危機の野生動物及び植物の保護条約に関する規則に違反し、水生動物及び野生動物及びその一部、臓器及びその商品を輸入、輸出、通過又は運送する者に対し、3か月から5年の自由剥奪刑及び損害額の2倍の罰金が科せられるものとする。

その犯罪を常習的、組織的に行われる場合又は500万キープ以上の損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、5

⁵¹ 訳者注：ここでの開拓とは木を伐採したり、運んだり、森林の状態を変えること。

年から10年の自由剥奪刑及び損害額の3倍の罰金が科せられるものとする。

第336条 水生動物資源の破壊

毒性物質、爆発物、化学物質、電力又は禁じられる漁業方法、水生動物から作られた利用道具を使う者又は水生動物を破壊し、損害をもたらす者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第337条 高価値及び珍しい野生動物保護に関する規則違反

法律に違反し、高価値及び珍しい野生動物を狩り、捕獲、拘束、殺害、運搬又は取引を行う又はその動物から作られた商品の取引をする者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第338条 土地の違法開拓

法律及び規則に反して、保護区域の森林、熱帯雨林、水源の森、鉱物区域、文化的・遺跡的区域、神聖の森⁵²、自然観光区域、歴史的な区域及び国家保護区域の土地を開拓し、国家、集団財産への損害又は環境への悪影響をもたらす者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び損害額の2倍の罰金が科せられる。そして、当該土地が没収されるものとする。

その犯罪が常習的、組織的に行われる場合又は5000万キープ以上の損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び損害額の3倍の罰金が科せられる。そして、当該土地は没収されるものとする。

第339条 鉱物源の破壊

数量的・質的について認証のある天然の鉱物資源の集まる場所である鉱物源を破壊する者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、多大な損害をもたらす場合、3年から5年の自由剥奪刑及び5000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第340条 鉱物資源の違法採掘

法律に違反し、高価な金属、ミネラル、石などの鉱物資源を採掘する者に対し、500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪を常習的、組織的に行われる場合又は5000万キープ以上の損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第341条 水及び水資源の無許可での調査、開拓、使用

地上、地下水及び水資源を無許可で調査、開拓、使用する者に対し、700万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、多大な損害をもたらす場合、3か月から2年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第342条 天気予報、地震予報施設の設置に関する規則違反

天気予報及び地震予報施設の設置、情報取集に関する規則を違反する者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び2000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第343条 天気予報、地震予報業務に関する犯罪行為

天気及び地震予報に関する規則を違反し、天気及び地震予報業務について虚偽な情報を発信する者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第344条 天気予報及び地震予報設備の損壊

天気予報及び地震予報の用務設備を損壊し、500万キープ以上の損害をもたらす者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び実費の損害額の2倍の罰金が科せられるものとする。

第345条 国家環境基準の違反行為

飲水、地上水、地下水、住居用土地、農業用土地、空気、音量等の基準を最高制限標準又は通常標準を超えて国家の環境基準の規制を違反する者に対し、5000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合又は多大な損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び1億から5億キープの罰金が科せられるものとする。

第346条 大気汚染

煙、粉塵、毒性物質又は放射線若しくはその他大気に危険な要素を持つ物を規制基準の割合を超えて浮遊させ、重大な公害をもたらす者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第347条 土壌汚染

規制基準を超えて、土壌に廃棄物又はゴミを遺棄、埋込をする者又は有毒物質の流込み、重大な損害をもたらす者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第348条 水質汚濁

汚水、油水、脂、有毒性の化学物質、規制基準を超えた放射能物質、ゴミ、植物及び動物の残害、細菌、マイクロ細菌、

⁵² 訳者注：キリスト教徒のお墓のある区域。

伝染病を伝染する微生物、危険な病気又はその他危険な要素のある物を水源に流し、多大な損害をもたらす者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第349条 規制基準違反の騒音

国家の環境及び公害対策基準を超えて、音、光、色、臭、振動及び熱度といった公害規制基準を違反し、人、動物、植物の生命、健康及びその他環境及び生態系に対して損害をもたらす者に対し、5000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第350条 古い又は環境保護基準を満たさない技術、機械、設備、道具の輸入

古い技術、機械、設備、放射能物質、有毒物質、道具又は環境保護基準を満たさない道具の輸入又は輸入許可を申請し、重大な損害をもたらす者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び500万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第351条 化学物質及び廃棄物の規制違反

生産過程、事業活動及びサービス事業における危険な化学物質の使用に関する管理規制及び規則を違反する者又は有毒性のある化学物質及び化学物質の廃棄物の保管、廃棄及び処分に関する規制の規則を違反し、損害をもたらす者に対し、5000万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合又は多大な損害をもたらす場合、3年から5年の自由剥奪刑及び1億から5億キープの罰金が科せられるものとする。

第352条 原状回復処分の不履行

裁判所判決に下された原状回復処분을履行しない者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び600万から1億キープの罰金が科せられるものとする。

第353条 動物の虐待

動物を水又は食料を与えない状態での拘束、動物を休ませない過剰労働、残酷的な暴行、過剰的な密集した状態での運搬及び運送、動物の残酷的な殺害又は毒物による殺害等、動物に対して虐待行為を行う者に対し、自由剥奪しない再教育又は50万から300万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、その犯罪人に対し、3か月から1年の自由剥奪刑 及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第10章

汚職行為

第354条 汚職行為

汚職行為とは指導立場の公務員、幹部公務員、専門公務員、企業の職員、国家公務員、軍人、警察、村長及び公的に任命された者そして外国の職員、国際機関の職員のなされる行為である。

汚職は次の犯罪行為からなる：

1. 国家又は共同財産の横領；
2. 国家又は共同財産の詐取；
3. 贈賄；
4. 収賄；
5. 国家、共同又は個人財産を取得目的で職位、権限、任務の濫用；
6. 国家又は共同財産の悪用；
7. 国家、共同又は個人財産を取得目的で職位、権限、任務の過用；
8. 建設の技術基準、設計基準、計算基準及びその他の基準の詐欺、偽造；
9. 入札又はコンセッションの不正行為；
10. 書類の偽造又は偽造書類の使用；
11. 個人的便益を目的とした秘密の開示；
12. 文書類の差し控え又は遅延

第355条 国家又は共同財産の横領

この刑法典の第354条に定められている職員が保管、移送、建設、修繕する又はその他の目的で委託された国家又は共同財産を取得目的で、自分の信用を悪用し、その財産を詐取、引取又は交換することにより、国家又は共同財産の横領の汚職行為を行う者に対し、次の損害金額に応じて処罰されるものとする：

1. 2000万キープ以下の場合、1年から2年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
2. 2000万から5000万キープの場合、2年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
3. 5000万から1億キープの場合、4年から6年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
4. 1億から3億キープの場合、6年から8年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
5. 3億から5億キープの場合、8年から10年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
6. 5億から6億キープの場合、10年から12年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
7. 6億から7億キープの場合、12年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

8. 7億から8億キープの場合、14年から16年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
9. 8億から10億キープの場合、16年から18年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
10. 10億から20億キープの場合、18年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
11. 20億キープ以上の場合、終身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

9. 8億から10億キープの場合、16年から18年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
10. 10億から20億キープの場合、18年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
11. 20億キープ以上の場合、終身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

その犯罪が常習的又は組織的に行われる場合、本条の第1項に定められている各金額に対する法定刑の自由剥奪刑及び罰金の2倍以上が科せられる。そして、その者の資産が没収されるものとする。

その犯罪が常習的又は組織的に行われる場合、本条の第1項に定められている各金額に対する法定刑の自由剥奪刑及び罰金の2倍以上が科せられる。そして、その者の資産が没収されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第356条 国家又は共同財産の詐取

この刑法典の第354条に定められている職員が国家又は共同財産を取得するために、国家又は共同財産に対する責任者又はその他の者に対し、自分にその財産を引き渡すよう瞞着、欺瞞を行うことにより、国家又は共同財産の詐欺の汚職行為を行う者に対し、次の損害金額に応じて処罰されるものとする：

第357条 贈賄

この刑法典の第354条に定められている職員が、贈賄者の目的及び利益のために、自ら又は第三者を介して職員に対し、そも業務履行、差別的な履行又は業務放棄するよう直接又は間接的に金銭、物品又は特定な利益を提案、譲渡し又は引渡す約束をすることにより、贈賄の汚職行為を行う者に対し、次の損害金額に応じて処罰されるものとする：

1. 2000万キープ以下の場合、1年から2年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
2. 2000万から5000万キープの場合、2年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
3. 5000万から1億キープの場合、4年から6年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
4. 1億から3億キープの場合、6年から8年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
5. 3億から5億キープの場合、8年から10年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
6. 5億から6億キープの場合、10年から12年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
7. 6億から7億キープの場合、12年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
8. 7億から8億キープの場合、14年から16年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
9. 8億から10億キープの場合、16年から18年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

1. 2000万キープ以下の場合、1年から2年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
2. 2000万から5000万キープの場合、2年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
3. 5000万から1億キープの場合、4年から6年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
4. 1億から3億キープの場合、6年から8年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
5. 3億から5億キープの場合、8年から10年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
6. 5億から6億キープの場合、10年から12年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
7. 6億から7億キープの場合、12年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
8. 7億から8億キープの場合、14年から16年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
9. 8億から10億キープの場合、16年から18年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

10. 10億から20億キープの場合、18年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
11. 20億キープ以上の場合、終身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

第358条 収賄

この刑法典の第354条に定められている職員が、贈賄者から直接的又は間接的に金銭、物品又は特定な利益を受取り、請求、要求する又は受取りの約束をして、贈賄者の目的及び利益のために、自分の業務を履行又は差別的に業務の履行又は業務放棄することにより、収賄の汚職行為を行う者に対し、次の損害金額に応じて処罰されるものとする：

1. 2000万キープ以下の場合、1年から2年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
2. 2000万から5000万キープの場合、2年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
3. 5000万から1億キープの場合、4年から6年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
4. 1億から3億キープの場合、6年から8年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
5. 3億から5億キープの場合、8年から10年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
6. 5億から6億キープの場合、10年から12年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
7. 6億から7億キープの場合、12年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
8. 7億から8億キープの場合、14年から16年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
9. 8億から10億キープの場合、16年から18年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
10. 10億から20億キープの場合、18年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
11. 20億キープ以上の場合、終身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

第359条 国家、共同又は個人財産を取得目的で職位、権限、任務の濫用

この刑法典の第354条に定められている職員が、自分、家族、親族又はその仲間のための利益のために自分の職位、権限、任務を濫用し、国家、共同の利益又は国民の正統な権利・利益に対して損害をもたらすという国家、共同又は個人財産を取得目的で職位、権限、任務の濫用の汚職行為を行う者に対し、次の損害金額に応じて処罰されるものとする：

1. 2000万キープ以下の場合、1年から2年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
2. 2000万から5000万キープの場合、2年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
3. 5000万から1億キープの場合、4年から6年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
4. 1億から3億キープの場合、6年から8年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
5. 3億から5億キープの場合、8年から10年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
6. 5億から6億キープの場合、10年から12年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
7. 6億から7億キープの場合、12年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
8. 7億から8億キープの場合、14年から16年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
9. 8億から10億キープの場合、16年から18年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
10. 10億から20億キープの場合、18年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
11. 20億キープ以上の場合、終身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

第360条 国家又は共同財産の悪用

この刑法典の第354条に定められている職員が、自分の利益のために、国家又は共同財産を使用し、国家又は共同の利益に対して損害をもたらすという国家又は共同財産の悪用の汚職行為を行う者に対し、次の損害金額に応じて処罰されるものとする：

1. 2000万キープ以下の場合、1年から2年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

2. 2000万から5000万キープの場合、2年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 3. 5000万から1億キープの場合、4年から6年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 4. 1億から3億キープの場合、6年から8年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 5. 3億から5億キープの場合、8年から10年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 6. 5億から6億キープの場合、10年から12年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 7. 6億から7億キープの場合、12年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 8. 7億から8億キープの場合、14年から16年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 9. 8億から10億キープの場合、16年から18年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 10. 10億から20億キープの場合、18年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 11. 20億キープ以上の場合、終身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。
4. 1億から3億キープの場合、6年から8年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 5. 3億から5億キープの場合、8年から10年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 6. 5億から6億キープの場合、10年から12年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 7. 6億から7億キープの場合、12年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 8. 7億から8億キープの場合、14年から16年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 9. 8億から10億キープの場合、16年から18年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 10. 10億から20億キープの場合、18年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
 11. 20億キープ以上の場合、終身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

第361条 国家、共同又は個人財産を取得目的で職位、権限、任務の過用

この刑法典の第354条に定められている職員が、自分、家族、親族又はその仲間のための利益のために、意図的に規則、法律が定める以上に自分の職位、権限、任務を過用し、国家、共同又は個人の財産を取得し、国家、共同の利益又は国民の正統な権利・利益に対して損害をもたらすという国家、共同又は個人財産を取得目的で職位、権限、任務の過用の汚職行為を行う者に対し、次の損害金額に応じて処罰されるものとする：

1. 2000万キープ以下の場合、1年から2年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
2. 2000万から5000万キープの場合、2年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
3. 5000万から1億キープの場合、4年から6年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

第362条 建設の技術・設計基準の詐欺、偽造

この刑法典の第354条に定められている職員が、自己利益の目的で、建設、修理、飾付け、設置及びその他の業務等といった特定なプロジェクトのオーナーと請負人並びにその他、事業の関係者との間で、調査、設計、計算及びその他の業務技術の詐欺、偽造を行うことにより、建設の技術・設計基準の基準の詐欺、偽造の汚職行為を行い、国家、社会又は国民の正当な権利及び利益を侵害し、500万から5000万キープの損害をもたらす者に対し、1年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合又は5000万から7億キープの損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、4年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的、組織的に行われ、7億から20億キープの損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、14年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

その犯罪行為により、20億キープ以上の損害をもたらす場合、修身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

第363条 入札又はコンセッションの不正行為

この刑法典の第354条に定められている職員が、自己利益の目的で、国家の特定な事業の入札又はコンセッションにおける落札に有利な条件を確保するために、国家の職員と

請負会社及びその他の関係者との間の合意により、入札又はコンセッションの不正の汚職行為を行い、国家、社会又は国民の正当な権利及び利益を侵害し、500万から5000万キープの損害をもたらす者に対し、1年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合又は5000万から7億キープの損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、4年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的、組織的に行われ、7億から20億キープの損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、14年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

その犯罪行為により、20億キープ以上の損害をもたらす場合、終身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

第364条 書類の偽造又は偽造書類の使用

この刑法典の第354条に定められている職員が、自己利益のために、署名、印鑑の偽造、書類の記載内容の一部削除又は追加又は偽造書類と知りながら使用することにより、書類の偽造又は偽造書類の使用の汚職行為を行い、国家、社会又は国民の正当な権利及び利益に対する損害をもたらす者に対し、次の損害金額に応じて処罰されるものとする：

1. 2000万キープ以下の場合、1年から2年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
2. 2000万から5000万キープの場合、2年から4年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
3. 5000万から1億キープの場合、4年から6年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
4. 1億から3億キープの場合、6年から8年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
5. 3億から5億キープの場合、8年から10年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
6. 5億から6億キープの場合、10年から12年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
7. 6億から7億キープの場合、12年から14年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；
8. 7億から8億キープの場合、14年から16年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

9. 8億から10億キープの場合、16年から18年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

10. 10億から20億キープの場合、18年から20年の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする；

11. 20億キープ以上の場合、終身の自由剥奪刑及び損害額の1%の罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合、本条の第1項に定められている各金額に対する法定刑の自由剥奪刑及び罰金の2倍以上が科せられる。

第365条 個人的便益を目的とした秘密の開示

この刑法典の第354条に定められている職員が、自己利益のために、秘密書類又は秘密情報の開示、開示を禁じられた国家又は公的な合意を開示することにより、個人的便益を目的とした秘密の開示の汚職行為を行う者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び200万 から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合又は多大な損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び1000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第366条 文書類の差し控え又は遅延

この刑法典の第354条に定められている職員が、職位、権限、任務のある者により、書類の処理の差し控える、遅延させる、延滞させる等文書類の差し控え又は遅延させる汚職行為を行い、国家、社会又は国民の正当な権利及び利益に対する損害をもたらす者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が常習的に行われる場合又は多大な損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第11章

責務に関する犯罪

第367条 責務の放棄

自らの責務を意図的に放棄し、それにより国家又は社会の活動に悪影響を及ぼす公務員に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び100万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第368条 責務履行における過失

指定された職務を履行しない又は指定職務を怠慢に履行する、責任の欠如で職務を履行し、それにより、国家又は社会又は国民の権利及び利益に対して損害をもたらす公務員に対し、3か月から3年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

第369条 職員⁵³への贈賄及び贈賄斡旋行為

職員に対し贈賄する又は贈賄する約束をする者に対し、6か月から2年の自由剥奪刑及び賄賂の金銭の額又は贈賄額に同等する額の罰金が科せられるものとする。

その賄賂が多額である場合、3年から5年の自由剥奪刑及び賄賂の金銭の額又は贈賄額の2倍で罰金が科せられるものとする。

収賄及び贈賄の斡旋人に対し、6か月から2年の自由剥奪刑及び賄賂の金銭の額又は贈賄額に同等する額の罰金が科せられるものとする。

強制、脅迫されたことにより、贈賄した者が、その贈賄行為を行った後、誠実に警察に通報する場合、その者は贈賄罪としての犯罪人ではないとみなす。

収賄した者が関係機関に誠実に通知し、収賄した金銭又は物品の全部を機関に返還する場合、その者は収賄罪の犯罪人でないとみなす。

第12章

行政及び司法の規制違反

第370条 職員（ジャオナーティー）に偽称

自己利益の活動のために職員⁵⁴として偽称し、国家、社会の平穏又は秩序に対して損害をもたらす者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、多大な損害をもたらす場合、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第371条 職員の責務履行の妨害

職員（ジャオナーティー）に対しその公務又は社会義務の履行を妨害するために脅す又は威力を使う者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

その暴力により職員が負傷する場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

その暴力により、職員の身体障害又は生命の喪失に至る場合、その犯罪人に対し、5年から20年の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科される又は終身の自由剥奪刑が科されるものとする。

第372条 職員（ジャオナーティー）の中傷

職員に対しそれらの評判及び名誉を傷つけるため又は当該職員における住民の信頼を損なうために、わいせつな行為若しくは言葉又は不実の主張を用いる者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

第373条 文書及び印章の破壊、隠匿

公文書又は公印を破壊又は隠匿し、それによりそれらを損失させる又は使用不適にする者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

その文書が重要な文書であり、その犯罪により、重大な損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び300万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第374条 書類の偽造又は偽造書類の使用

文書、署名、若しくは印章を偽造する者、又は文書につき言葉を削除若しくは追加する者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

偽造文書を知りながら使用する者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

文書の偽造又は偽造文書の使用により重大な損害が生じる場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科されるものとする。

第375条 無許可の叙任

行政当局からの許可のない修道僧又は見習い僧又は僧侶の叙任に対し、3か月から1年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

許可なく叙任を行なう修道僧に対し、同じ罪で刑が科されるものとする。

第376条 不実の主張

他人を裁判所訴訟手続又は逮捕をするために、当局へ不実の主張を意図的に届け出る者に対し、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第377条 供述の拒否

被害者、民事原告、民事責任者、証人が特定な利益のために、警察、裁判所に対し供述を拒む場合、その者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

⁵³ 訳者注：国家公務員の意味に近い。

⁵⁴ 訳者注：警察の意味に近い。

被害者、民事原告、民事責任者、証人が供述を拒否することを条件に、金銭、物品又は特定な利益の提供を約束する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第378条 理由のない鑑定、意見の提出又は通訳業務の拒否

専門家、熟練者、通訳人が特定な利益のために、警察又は裁判所に対し、鑑定、意見の提出又は通訳業務を理由なく拒否する場合、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

専門家、熟練者、通訳人に対し、その鑑定、意見の提出又は通訳業務を理由のない拒否するために、金銭、物品又は特定な利益の提供を約束する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第379条 虚偽の証言

利得のため警察（ジャオナーティー）又は裁判所に対し虚偽の証言、意見、又は真実に適さない通訳を行う、被害者、証人、専門家、熟練者、翻訳者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

上記のいずれかの者に対しその虚偽の証言、意見若しくは翻訳のため尽くすために金銭若しくは物品での給付を提供することに同意する者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

第380条 犯罪の隠匿

他者が犯した犯罪を知っている又は目撃したが、かかる犯罪を警察（ジャオナーティー）に報告しない者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

犯罪人を把握できたが、警察に通報しないそして、その犯罪人が新たな犯罪を行う準備又は新たな犯罪を行ったことを知りながら警察に通報しない者に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第381条 犯罪人の隠匿

犯罪人を事件手続又は逮捕から逃れさせるために、犯罪人との間で予め合意し、その犯罪人を隠匿又は援助を提供する者に対し、3か月から5年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第382条 犯罪人を事件手続又は逮捕から逃れるための援助

脅迫、暴力又は職位の使用により、犯罪人を事件手続又は逮捕から逃れさせるために、援助となる行為を行なう

者に対し、2年から7年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第383条 証拠隠滅

証拠の痕跡を隠滅する者、又は犯罪の証拠となる文書若しくは資料を隠匿する者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

その犯罪の未遂も処罰の対象になるものとする。

第384条 証拠品の盗用

証拠品となる資産又は物品の保全について責任を負っているが、法律に違反して、その証拠品を売却、隠匿、質権の設定、使用、交換又は亡失（シアハーイ）若しくはその他を行なう者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

その証拠品が高価な資産又は高価又は危険な物品である場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び1000万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第385条 刑事施設又は矯正センターからの逃亡

事件手続の進行中又は服役中に刑事施設又は矯正センターから逃亡する被疑者、受刑者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

刑事施設又は矯正センターからのかかる逃亡が、職員に対する威力を使って行なわれる場合、その犯罪人に対し、3年から5年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第386条 刑事施設又は矯正センターにおける騒動

刑事施設又は矯正センターにおいて騒動、混乱の教唆、秩序違反に従事する者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第387条 被疑者又は囚人の暴力行為及び拷問

逮捕、事件手続中又は服役中の被疑者又は受刑者に、暴力及び拷問又は法に反する手段若しくはその他行為を用いる者に対し、3か月から3年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び300万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

第388条 容疑者又は受刑者の逃亡の見逃し

被疑者又は受刑者を、それらが看守下若しくは保護下にある期間中、又は被疑者若しくは受刑者の移送中、過失又は不注意で逃亡させる者に対し、3か月から2年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科されるものとする。

犯罪人が被疑者又は受刑者を意図的に逃亡させる場合、その犯罪人に対し、3年から7年の自由剥奪刑及び700万から1500万キープの罰金が科されるものとする。

第389条 裁判所の決定（カムトクロン）の不執行

裁判所の命令、審決、一審判決、上訴審判決⁵⁵又は裁判所の召喚状に従わない者に対し、3ヶ月から2年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科されるものとする。

第390条 違法な決定（カーントクロン）

権限のある者が、法律に適しない行為であることを分かりながら、捜査、起訴、命令の発付、決定、第一審判決（カムタッシン）、上告審の判決（カムピクサー）及び判決執行に関する決定となる書類について決定又は発付し、国家、共同の権利・利益及び国民の正当な権利・利益に対して損害をもたらす者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪人が多大な損害をもたらす場合、2年から7年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第391条 司法役員、職員の違法行為の強制

司法役員、職員に事件の捜査、起訴、審議、判決又は判決執行の業務において違法行為を行なうように職位、権限又は暴力を使用する者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪人が多大な損害をもたらす場合、2年から7年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第392条 他人に供述の強制及び偽造証拠の提供

捜査、起訴、審理において他人に質問の回答をするために強制、計略、策略方法を使う者又は偽造証拠を提供する者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪人が多大な損害をもたらす場合、2年から7年の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第393条 事件手続きの遅延

関係職員による事件手続きの進行を遅延させる者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪人が多大な損害をもたらす場合、1年から2年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第394条 事件ファイルの偽造

特定な事件において捜査官、検察官、書記官、裁判官、司法職員、弁護士（プーボクボン）、犯罪人又は事件参加者が事件手続上の証拠となる書類の実際の記載内容を削除、追加又は横線を引く又は事件ファイルを偽造するためにその他の方法で行なう者に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪人が組織的に犯罪を行なう場合、多大な損害をもたらす場合、3年から10年の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第395条 一審判決又は上訴審判決の不執行

裁判所の一審判決又は上訴審判決の執行を責務のある職員が、裁判所の第一審判決又は上訴審判決を意図的に執行しない、そして多大な損害をもたらす場合、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第396条 判決執行の妨害

裁判所判決の執行を妨害する目的で権限、任務、職位又は暴力を使用する者に対し、3ヶ月から2年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪人が組織的に犯罪を行なう場合、暴力を行使し、職員の身体を障害させる場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑及び500万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪人が暴力を行使し、職員に重症、後遺症又は死亡させる場合、その犯罪人に対し、5年から20年の自由剥奪刑又は終身の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第397条 拘束、勾留、矯正された者又は治療を受ける者への援助

借勾留施設、拘置所、矯正所、治療施設に収容される拘束、勾留、矯正された者又は治療を受ける者に対し、その施設内での再犯罪を行なう又は拘束、勾留、矯正又は治療から逃れるために、援助を提供する者に対し、2年から7年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が組織的に行われる場合、多大な損害をもたらす場合、権限、任務、職位を利用して犯罪を行なう場合、国家安全違反で有罪となった者又は死刑の受刑者に対して援助する場合、その犯罪人に対し、5年から12年の自由剥奪刑及び700万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第13章 軍事犯罪

⁵⁵ 訳者中：控訴審、破棄審判決の意味。

第398条 徴兵忌避

徴兵の名簿に登録しない、徴兵の収集令状に従わない者に対し、再教育、注意される。それにしてもまだ履行しない場合には、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び50万から200万キープの罰金が科せられるものとする。

戦争時の場合、1年から3年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

第399条 他人に徴兵できないように妨害、隠匿又は隠蔽行為

他人が徴兵できないように妨害、隠匿又は隠蔽行為を行なう者に対し、3ヶ月から1年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

戦争時の場合、1年から3年の自由剥奪刑及び300万から700万キープの罰金が科せられるものとする。

第400条 徴兵離脱

徴兵制の兵隊が徴兵期間の満了前に所属部隊から離脱する場合、地方の行政にその者に対し、本人が所属部隊に戻るよう再教育を行なう。それにしても同人が戻らない場合、その犯罪人に対し、6ヶ月から2年の自由剥奪刑及び200万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

戦争時の場合、1年から3年の自由剥奪刑及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

第401条 軍基地の敷地内、区域内又は部隊の移動中における犯罪行為

軍事部隊の騒動、規則違反する者、軍基地の敷地内、区域内又は部隊の移動中において損害をもたらす行為を行なう者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が軍隊に対する多大な損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、1年から5年の自由剥奪刑及び300万から1500万キープの罰金が科せられるものとする。

第402条 兵隊離脱

自分の任務の履行を回避する目的で所属部隊から離脱する者に対し、6ヶ月から5年の自由剥奪刑及び100万から500万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪が、他の犯罪の発生根拠につながる場合、多大な損害をもたらす場合、その犯罪人に対し、7年から12年の自由剥奪刑及び300万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪において主任が他人を勧誘又は指揮する場合又は多大な損害をもたらす犯罪である場合、その犯罪人に対し10年から20年の自由剥奪刑及び2000万から5000万キープの罰金が科せられるものとする。

第403条 命令の不従順

自分の所属部隊の指揮者の命令に従順しない者、他人を犯罪に勧誘する又は共犯させる者、命令に対し暴力により抵抗する者に対し、6ヶ月から10年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

多大な損害をもたらし、重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、10年から20年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第404条 不注意による命令の発付

命令を遅延、過失又は不注意の形で発付し、多大な損害をもたらす者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

命令を遅延、過失又は不注意の形で発付し、多大な損害をもたらすかつ、重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、1年から5年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

戦場での戦闘中又は緊急事態において行われ、多大な損害をもたらすかつ、重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、5年から20年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第405条 任務及び責務履行の妨害

国防衛部隊の所属者の任務及び責務の履行を妨害する者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑及び自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

他人に勧誘する又は共犯させる、暴力による抵抗がなされる場合、その犯罪人に対し、2年から10年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

多大な損害をもたらすそして重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、7年から10年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

戦場での戦闘中又は緊急事態において行われ、多大な損害をもたらすかつ、重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、10年から20年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第406条 指揮者への中傷又は傷害

自分の指揮者に対し、中傷又は傷害する者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

暴力による身体への傷害又は身体に重症させる場合、その犯罪人に対し、2年から5年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

その犯罪の結果により、身体障害、後遺症又は死亡に至らせる場合、その犯罪人に対し、10年から20年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

戦争時に指揮者を怪我、身体障害、後遺症又は死亡させる場合、その犯罪人に対し、7年から20年の自由剥奪刑又は終身の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第407条 指揮下の者に対する身体の過酷的な処分又は恥辱処分

指揮下の者に対し、身体の過酷的な処分又は恥辱処分を行い、その者の名誉、尊厳に 抵触する場合、その犯罪人に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

生命、健康に対して損害又は危険性をもたらす場合、その犯罪人に対し、2年から7年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第408条 降参

敵に降参する者に対し、5年から10年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

犯罪人が指揮者であり、軍事関係の道具、武器、戦略又は軍事関係の書類を敵に渡す 場合、他人を犯罪に勧誘及び共犯させるために誘導する場合、それらにより、多大な損害をもたらし、重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、10年から20年の自由剥奪刑が 科せられるものとする。

第409条 敵への軍事機密情報の提供又は捕虜時に敵への任意従順

軍事機密情報を敵に提供する者又は捕虜時に敵に対し、自らサービスを提供する者に対し、1年から7年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第410条 戦場での任務放棄

戦場において自らの任務を放棄する者に対し、2年から10年の自由剥奪刑が 科せられるものとする。

犯罪人が指揮者であり、軍の武器、軍事戦略又は重要な軍事関連書類を放棄し、多大な損害をもたらすかつ重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、5年から20年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第411条 任務遂行の回避

任命された任務の遂行を回避する目的で、自らを怪我させる又は経略、策略を行使する者に対し、3ヶ月から5年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

犯罪人が指揮者であり、他人を犯罪に勧誘及び共犯させるために誘導する場合、 それらにより、多大な損害をもたらし、重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、5年から20年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第412条 故意により、軍事機密の開示、軍事的書類の収集、取引又は処分

故意により、軍事機密の開示、軍事的書類の収集、取引又は処分を行う者に対し、 6ヶ月から5年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

その犯罪が、他の犯罪の発生根拠につながり、多大な損害をもたらすかつ重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、3年から10年の自由剥奪刑が科されるものとする。

その犯罪の予備、未遂も処罰の対象になるものとする。

第413条 誤報

故意で多大な損害をもたらす又は重大な危険性がある誤報をする者に対し、6ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

その犯罪が、他の犯罪の発生根拠につながり、多大な損害をもたらすかつ重大な危険性がある場合、その犯罪人に対し、2年から7年の自由剥奪刑が科されるものとする。

第414条 戦争準備に関する規則違反

戦争の準備に関する規則を違反し、多大な損害をもたらし、重大な危険性がある場合、3ヶ月から5年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

第415条 警備の任務遂行に関する規則違反

警備、治安維持の業務に関する規則を厳格に行わなく、多大な損害をもたらし、そして重大な危険を生じさせる者に対し、3ヶ月から5年の自由剥奪刑が科されるものとする。

第416条 戦闘の研修、訓練時又は戦争時の安全保護の規則違反

戦闘の研修、訓練時又は戦争時の安全保護の規則を違反し、多大な損害をもたらす、そして重大な危険を生じさせる者に対し、3か月から5年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

第417条 兵器又は爆発物の使用に関する規則違反

兵器又は爆発物の管理及び使用に関する規則を違反し、多大な損害をもたらす、そして重大な危険を生じさせる者に対し、6か月から5年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

第418条 戦争の戦略的な文書、戦術書面、兵器又は爆発物の窃盗又は破壊行為

戦争の戦略的な文書、戦術書面、兵器又は爆発物の窃盗又は破壊する者に対し、2年 から7年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

戦闘中又は困難な状況において犯罪人が犯罪を犯し、多大な損害をもたらすそして、重大な危険を生じさせる場合、その犯罪人に対し、5年から10年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第419条 過失により、兵器、戦略的な文書、戦術書面の損壊（シアハーイ）

軍の武器の保管又は付与される者又は軍事の戦術書面の保管を任せられた者が、過失によりその兵器、戦略的な文書、戦術書面を損壊し、損害及び重大な危険をもたらす場合、その犯罪人に対し、6ヶ月から5年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

その犯罪が他の犯罪の発生根拠となる場合、そして多大な損害をもたらす、そして重大な危険を生じさせる場合、そ

の犯罪人に対し、3年から7年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第420条 戦争の怪我人及び死亡者の処遇規則の違反行為

戦争の怪我人及び死亡者の収集、治療の任務を任命された者が、その怪我人及び死亡者を意図的に放棄することにより、損害をもたらすそして重大な危険を生じさせる場合、その犯罪人に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

戦闘で死亡した者の物品を自分の物にする目的で収集した者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

その犯罪が他の犯罪の発生根拠となる場合、そして多大な損害をもたらす、そして重大な危険を生じさせる場合、その犯罪人に対し、2年から7年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第421条 敵兵財物（クアン・シンスック）の押収又は破壊

戦闘時又は戦争終了後の戦場整備時に敵兵財物を押収又は破壊する者に対し、6ヶ月 から5年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

犯罪人が指揮者であり、戦争終了後、高価及び大量に敵兵財物を所有する場合、これは多大な損害をもたらすそして重大な危険性のある犯罪であるため、その犯罪人に対し、3年から8年の自由剥奪刑が科せられるものとする。

第422条 捕虜又は降伏した敵兵の拷問

捕虜又は降伏した敵兵を拷問する者に対し、3ヶ月から2年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育が科せられるものとする。

第423条 軍人偽称

自己利益の活動のために、軍人であることを偽称し、軍隊の名誉、尊厳、利益に対して損害をもたらす、社会の不安定又は不秩序をもたらす者に対し、3ヶ月から3年の自由剥奪刑及び100万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。

その犯罪により、多大な損害をもたらす場合、そして他の犯罪の発生根拠となる場合、その犯罪人に対し、1年から7年の自由剥奪刑及び500万から2000万キープの罰金が科せられるものとする。

第3編 最終規定

第424条 実施

ラオス人民民主共和国の政府、最高裁判所、最高検察院及びその他関係機関がこの刑法典を実施するものとする。

第425条 発効

この刑法典は、ラオス人民民主共和国の国家主席令を公布し、官報の掲載日から15日後に発効するものとする。

この刑法典は、2005年11月9日付・刑法の第12号/国会・に代わるものとなる。

この刑法典に集約された刑事犯罪及び刑罰を定める他の法令の以下の規定は、この刑法典の効力の発生日により、その有効性が消滅するものとする。

1. 保険法・第6号/国会・2011年12月21日付・第124条；
2. 通信に関する法律・第60号/国会・2012年1月16日付・第59条；
3. 汚職防止法・第27号/国会・2012年12月18日付・第59条、60条、61条；
4. 商業銀行に関する法律・第03号/国会・2006年12月26日付・第86条、87条；
5. 基準法・第13号/国会・2006年12月26日付・第104条；
6. 児童の権利・利益保護に関する法律・第05号/国会・2007年12月27日付・第85条、86条、87条、88条、89条、90条；
7. 森林法・第06号/国会・2007年12月24日付・第127条；
8. 野生及び水生動物に関する法律・第07号/国会・2007年12月24日付・第71条；
9. 知的財産法・第01号/国会・2011年12月20日付・第162条；
10. HIV ヴィルス/エイズ防止法・第01号/国会・2010年6月29日付・第69条；
11. 麻薬に関する法律・第10号/国会・2007年12月25日付・第75条；
12. 刑法・第146条及び麻薬に関する法律・第75条、76条の改正に関する法律・第22号/国会・2010年12月21日付・第2条、3条、4条；
13. 株式法・21号/国会・2012年12月10日付・第170条；
14. 資金洗浄及びテロ組織への資金供給の防止に関する法律・第50号/国会・2014年7月21日付・第66条、67条、68条、69条、70条；
15. 水産業法・第03号/国会・2009年7月9日付・第68条；
16. 女性の開発及び保護に関する法律・第08号/国会・2004年10月22日付・第49条；
17. 外貨管理に関する法律・第55号/国会・2014年12月22日付・第52条；
18. 女性及び児童暴力の防止及び阻止に関する法律・第56号/国会・2014年12月23日付・第79条1号、2号、3号及び4号；
19. コンピュータ上の犯罪防止・阻止に関する法律・第61号/国会・2015年7月15日付・第62条；

20. 人身売買の防止に関する法律・第73号／国会・20
15年12月17日付・第89条；

国
会
議
長

パ
ニ
ー
・
ヤ
ー
ト
ー
ト
ウ
ー